

3.3 社会的状況

3.3.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の人口、人口密度及び世帯数の状況（平成26～30年）は、第3.3.1-1表のとおりである。

平成26年から平成30年の5年間の人口の推移をみると、神戸市ではわずかに漸減傾向にある。また、神戸市、西宮市及び芦屋市の平成30年の人口動態は、第3.3.1-2表のとおりである。

第 3.3.1-1 表 人口、人口密度及び世帯数の状況（平成26～30年）

区分	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
神戸市	人口（人）	1,539,859	1,537,884	1,535,667	1,532,391	1,527,390
		727,849	727,194	725,705	721,219	724,056
		812,010	810,690	809,962	806,171	808,335
	人口密度（人/km ² ）	2,788.3	2,760.9	2,756.9	2,751.1	2,742.1
	世帯数（世帯）	700,514	706,509	711,200	715,393	718,912
西宮市	人口（人）	486,595	487,921	488,919	488,452	488,231
		227,956	228,429	228,614	227,899	228,321
		258,639	259,492	260,305	260,332	260,131
	人口密度（人/km ² ）	4,867.9	4,881.2	4,891.1	4,886.5	4,884.3
	世帯数（世帯）	208,973	211,062	212,716	213,754	215,039
芦屋市	人口（人）	95,669	95,466	95,052	95,060	94,803
		43,365	43,217	42,977	42,852	42,995
		52,304	52,249	52,075	51,951	52,065
	人口密度（人/km ² ）	5,179.7	5,168.7	5,146.3	5,146.7	5,132.8
	世帯数（世帯）	41,862	42,021	42,011	42,287	42,387

注：1. 人口、人口密度及び世帯数は、各年の12月1日における値を示す。

2. 人口密度は、出典に記載されている神戸市、西宮市及び芦屋市の面積の値を用いて算出した。なお、面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」では境界未定となっているため、「全国都道府県市区町村別面積調」の参考値による。

〔推計人口 兵庫県〕（兵庫県ホームページ）より作成

第 3.3.1-2 表 人口動態（平成30年）

項目	自然増減（人）			社会増減（人）			純増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
神戸市	10,711	15,785	-5,074	78,436	78,414	22	-5,052
西宮市	3,976	3,999	-23	22,510	22,523	-13	-36
芦屋市	630	911	-281	5,275	5,305	-30	-311

注：転入、転出には、その他の増減を含む。

〔兵庫県の人口の動き〕（兵庫県、平成30年）より作成

2. 産業の状況

(1) 産業構造

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の産業別就業者数（平成 27 年）は、第 3.3.1-3 表のとおりである。

神戸市における産業構造は、第一次産業は 4,974 人 (0.8%)、第二次産業は 124,429 人 (18.9%)、第三次産業は 494,038 人 (74.9%) と第三次産業の就業者数の割合が高くなっている。

第 3.3.1-3 表 産業別就業者数（平成 27 年）

項目		総就業者数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
神戸市	人数（人）	659,182	4,974	124,429	494,038
	比率（%）	100.0	0.8	18.9	74.9
西宮市	人数（人）	204,206	646	38,197	155,543
	比率（%）	100.0	0.3	18.7	76.2
芦屋市	人数（人）	39,218	82	6,498	30,740
	比率（%）	100.0	0.2	16.6	78.4

- 注：1. 平成 27 年 10 月 1 日現在の値を示す。
 2. 比率は総就業者に対する比率を示す。
 3. 総就業者には、「分類不能の産業」を含む。

〔兵庫県統計書 平成 30 年（2018）（兵庫県、令和 2 年）より作成〕

(2) 生産量及び生産額等

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の産業別総生産額（平成 29 年度）は、第 3.3.1-4 表のとおりである。

神戸市における生産額は、産業別には第三次産業の割合が高い。

第 3.3.1-4 表 産業別総生産額（平成 29 年度）

項目		総生産額	第一次産業	第二次産業	第三次産業
神戸市	生産額（百万円）	6,787,024	6,153	1,394,651	5,352,832
	比率（%）	100	0.09	20.5	78.9
西宮市	生産額（百万円）	1,364,299	358	175,542	1,181,687
	比率（%）	100	0.03	12.9	86.6
芦屋市	生産額（百万円）	219,795	4	26,209	192,501
	比率（%）	100	0.00	11.9	87.6

- 注：1. 比率は総生産額に対する比率を示す。
 2. 総生産額には、「輸入品に関する税・関税等」

〔「平成 29 年度市町民経済計算」（兵庫県、令和 2 年）より作成〕

① 農業

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の農家数（平成 27 年）は、第 3.3.1-5 表のとおりである。

神戸市の農家総数は 4,537 戸で、そのうち約 3/4 が販売農家である。

第 3.3.1-5 表 農家数（平成 27 年）

（単位：戸）

項目	総数	販売農家					自給的農家
		専業	兼業			合計	
			第 1 種兼業	第 2 種兼業	小計		
神戸市	4,537	834	393	2,049	2,442	3,276	1,261
西宮市	359	58	19	95	114	172	187
芦屋市	4	X	X	X	X	0	2

注：1. 平成 27 年 2 月 1 日現在の値である。
2. 「X」は数値が秘匿されているものを示す。

〔兵庫県統計書 平成 30 年（2018）（兵庫県、令和 2 年）より作成〕

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の主要な農作物収穫量（平成 30 年）は、第 3.3.1-6 表のとおりである。

神戸市では主に水稲が生産されている。

第 3.3.1-6 表 主要な農作物収穫量（平成 30 年）

項目	神戸市	西宮市	芦屋市
水稲（t）	11,300	318	4
4 麦計（t）	—	—	—
小麦（t）	10	—	—
六条大麦（t）	X	—	—
はだか麦（t）	—	—	—
かんしょ（t）	—	—	—
大豆（t）	24	1	—
小豆（t）	—	—	—
野菜類（t）	—	—	—
果樹類（t）	—	—	—
工芸農作物類（t）	—	—	—
飼料作物類（t）	—	—	—
花き（千本）	—	—	—
乳用牛（頭）	—	—	—
肉用牛（頭）	—	—	—
豚（頭）	—	—	—
採卵鶏（千羽）	—	—	—
ブロイラー（千羽）	—	—	—

注：1. 「—」は事実のないもの、事実不詳・調査を欠くもの、秘密保護上統計数値が公表されていないもの又は統計値がないものを示す。
2. 花き以外は収穫量、花きは出荷量、乳用牛・肉用牛・豚・採卵鶏・ブロイラーは飼育数を示す。
3. 花きは、「切り花計」の値を示す。

〔兵庫県統計書 平成 30 年（2018）（兵庫県、令和 2 年）より作成〕

② 林業

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の所有形態別林野面積（平成 30 年）は、第 3.3.1-7 表のとおりである。

神戸市における林野面積は 21,986ha となっており、そのほとんどが民有林である。

第 3.3.1-7 表 所有形態別林野面積（平成 30 年）

（単位：ha）

区分	総計	計	民有林				国有林
			人工林	天然林	竹林	その他	
神戸市	21,986	21,155	1,612	18,955	250	339	830
西宮市	3,689	3,442	184	3,085	19	154	246
芦屋市	726	570	94	472	-	3	156

注：1. 平成 31 年 3 月末現在の値を示す。

2. 人工林は、「すぎ」、「ひのき」、「まつ」、「その他針葉樹」、「広葉樹」の合計値を示す。

3. 「-」は事実のないもの、事実不詳・調査を欠くもの、秘密保護上統計数値が公表されていないもの又は統計値がないものを示す。

〔兵庫県統計書 平成 30 年（2018）〕（兵庫県、令和 2 年）より作成

③ 水産業

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の水産業の状況（平成 30 年）は第 3.3.1-8 表、主要な漁業種類別経営体数（平成 30 年）は第 3.3.1-9 表、主要な漁業種類別漁獲量（平成 30 年）は第 3.3.1-10 表、主要な魚種別漁獲量（平成 30 年）は第 3.3.1-11 表のとおりである。

神戸市における漁業種類別漁獲量及び魚種別漁獲量は、多くの項目で個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため公表されていない。

第 3.3.1-8 表 主とする水産業の状況（平成 30 年）

区分	経営体数（経営体）	就業者数（人）
神戸市	129	246
西宮市	-	-
芦屋市	1	×

注：1. 「-」は事実のないものを示す。

2. 「×」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔2018 年漁業センサス〕（兵庫県、令和 2 年）より作成

第 3.3.1-9 表 主要な漁業種類別経営体数（平成 30 年）

項目	神戸市	西宮市	芦屋市
小型底引き網	33	—	×
船びき網	20	—	×
中・小型まき網	1	—	×
その他の刺網	49	—	×
小型定置網	—	—	×
その他の網漁業	2	—	×
その他のはえ縄	—	—	×
ひき縄釣	—	—	×
その他の釣	10	—	×
潜水器漁業	3	—	×
採貝・採藻	2	—	×
その他の漁業	40	—	×
海面養殖	18	—	×
合計	178	—	×

- 注：1. 「—」は事実のないものを示す。
 2. 「×」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
 3. 海面養殖は「ぶり類」、「まだい」、「ひらめ」、「とらふぐ」、「その他の魚類」、「かき類」、「その他の貝類」、「くるまえばい」、「こんぶ類」、「わかめ類」、「のり類」の合計値を示す。
 4. 複数回答の項目であるため、計（実数）と内訳を合計した数値は一致しない。

〔2018 年漁業センサス（兵庫県、令和 2 年）より作成〕

第 3.3.1-10 表 主要な漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

項目	神戸市	西宮市	芦屋市
沖合底引き網	—	—	—
小型底引き網	391	—	—
船びき網	1,577	—	—
中・小型まき網	—	—	—
その他の刺網	331	—	—
小型定置網	x	—	—
その他の網漁業	—	—	—
その他のはえ縄	—	—	—
沿岸いか釣	37	—	—
ひき縄釣	20	—	—
その他の釣	x	—	—
採貝・採藻	168	—	—
その他の漁業	—	—	—
合計	×	—	—

- 注：1. 「—」は事実のないもの、事実不詳・調査を欠くものを示す。
 2. 「×」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔海面漁業生産統計調査（農林水産省ホームページ）より作成〕

第 3.3.1-11 表 主要な魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

項目	神戸市	西宮市	芦屋市	項目	神戸市	西宮市	芦屋市
魚類	2,523	-	-	えび類	12	-	-
まぐろ類	×	-	-	いせえび	-	-	-
かじき類	×	-	-	くるまえび	0	-	-
かつお類	-	-	-	上記以外のえび類	12	-	-
さめ類	-	-	-	かに類	5	-	-
さけ・ます類	-	-	-	ずわいがに	-	-	-
このしろ	31	-	-	べにずわいがに	-	-	-
にしん	-	-	-	がざみ類	5	-	-
いわし類	1,478	-	-	上記以外のかに類	0	-	-
まいわし	69	-	-	おきあみ類	-	-	-
うるめいわし	-	-	-	貝類	6	-	-
かたくちいわし	-	-	-	あわび類	0	-	-
しらす	1,409	-	-	さざえ	4	-	-
あじ類	21	-	-	あさり類	-	-	-
まあじ	17	-	-	ほたてがい	-	-	-
むろあじ類	4	-	-	上記以外の貝類	2	-	-
さば類	6	-	-	いか類	21	-	-
さんま	-	-	-	するめいか	-	-	-
ぶり類	32	-	-	あかいか	-	-	-
ひらめ・かれい類	132	-	-	その他のいか類	21	-	-
ひらめ	28	-	-	たこ類	84	-	-
かれい類	104	-	-	うに類	-	-	-
たら類	-	-	-	海産ほ乳類	-	-	-
ほっけ	-	-	-	その他の水産動物類	×	-	-
きちじ	-	-	-	海藻類	×	-	-
はたはた	-	-	-	こんぶ類	-	-	-
にぎす類	-	-	-	その他の海藻類	×	-	-
あなご類	40	-	-				
たちうお	20	-	-				
たい類	267	-	-				
まだい	120	-	-				
ちだい・きだい	-	-	-				
くろだい・へだい	147	-	-				
いさき	0	-	-				
さわら類	18	-	-				
すずき類	107	-	-				
いかなご	143	-	-				
あまだい類	-	-	-				
ふぐ類	1	-	-				
上記以外の魚類	218	-	-				
				合計	×	-	-

注：1. 「-」は事実のないもの、事実不詳・調査を欠くものを示す。

2. 漁獲量が1t未満の場合は「0」と表示する。

3. 「×」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査」（農林水産省ホームページ）より作成〕

④ 製造業

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の製造業の状況（平成 30 年）は、第 3.3.1-12 表のとおりである。

神戸市における事業所数は 1,491 事業所であり、従業員数は 68,952 人、製造品出荷額等は 3,439,842 百万円となっている。

第 3.3.1-12 表 製造業の状況（平成 30 年）

項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
神戸市	1,491	68,952	3,439,842
西宮市	172	9,177	291,221
芦屋市	13	229	3,195

〔「2019 年工業統計調査結果（確報）」（兵庫県ホームページ）より作成〕

⑤ 商業

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の商業の状況（平成 26 年）は、第 3.3.1-13 表のとおりである。

神戸市における事業所数は 20,594 事業所となっており、従業員数は 240,015 人となっている。

第 3.3.1-13 表 商業の状況（平成 26 年）

項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)
神戸市	20,594	240,015
西宮市	3,940	40,689
芦屋市	1,065	8,273

注：事業所には外国の会社を除く。

〔「平成 26 年経済センサス-基礎調査結果報告（確報）」（兵庫県ホームページ）より作成〕

3.3.2 土地利用の状況

1. 土地利用状況

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の地目別土地面積（平成30年）は、第3.3.2-1表のとおりである。

神戸市における地目別土地面積の総面積は55,702haであり、利用されている地目として雑種地が15,197ha（27.3%）と最も多く、次いで山林の13,850ha（24.9%）、宅地12,089ha（21.7%）となっている。

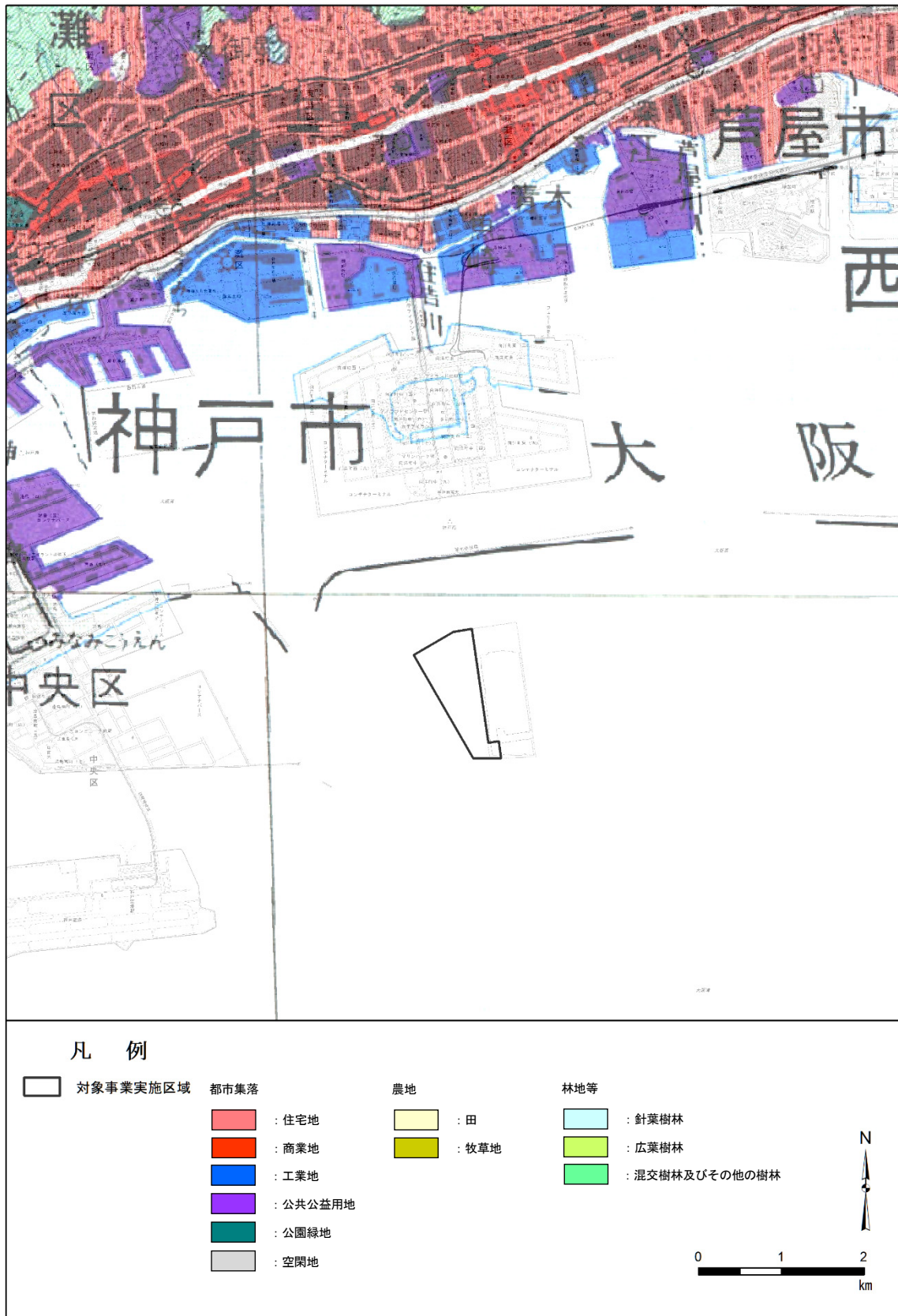
対象事業実施区域周辺の土地利用の現況は第3.3.2-1図のとおりであり、対象事業実施区域の周辺における土地利用用途は、主に工業地、公共公益用地となっている。

第 3.3.2-1 表 地目別土地面積の状況（平成30年）

地目	神戸市		西宮市		芦屋市	
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
田	4,797	8.6	141	1.4	2	0.1
畑	664	1.2	31	0.3	0	0.0
宅地	12,089	21.7	2,628	26.3	672	36.4
鉱泉地	0	0.0	0	0.0	—	—
池沼	31	0.1	24	0.2	7	0.4
山林	13,850	24.9	3,429	34.3	155	8.4
牧場・原野	641	1.2	13	0.1	—	—
雑種地 (鉄軌道用地含む)	15,197	27.3	1,254	12.5	108	5.8
その他（課税分無）	8,433	15.1	2,476	24.8	912	49.4
総面積	55,702	100.0	9,996	100.0	1,847	100.0

- 注：1. 平成30年1月1日、総面積は平成29年10月1日の数値である。
 2. 総面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。地目別面積は固定資産課税台帳記載面積の積み上げのため、その合計は国土地理院による総面積とは必ずしも一致しない。
 3. 比率は総面積に対する比率を示す。
 4. 「—」は皆無又は該当事実のないものを示す。

〔「兵庫県統計書 平成29年（2017）」（兵庫県、平成31年）より作成〕



〔20 万分 1 土地利用図（京都及び大阪）〕、「20 万分 1 土地利用図（和歌山）」（国土地理院、昭和 57 年～昭和 58 年）より作成〕

第 3.3.2-1 図 土地利用の現況

2. 土地利用規制の状況

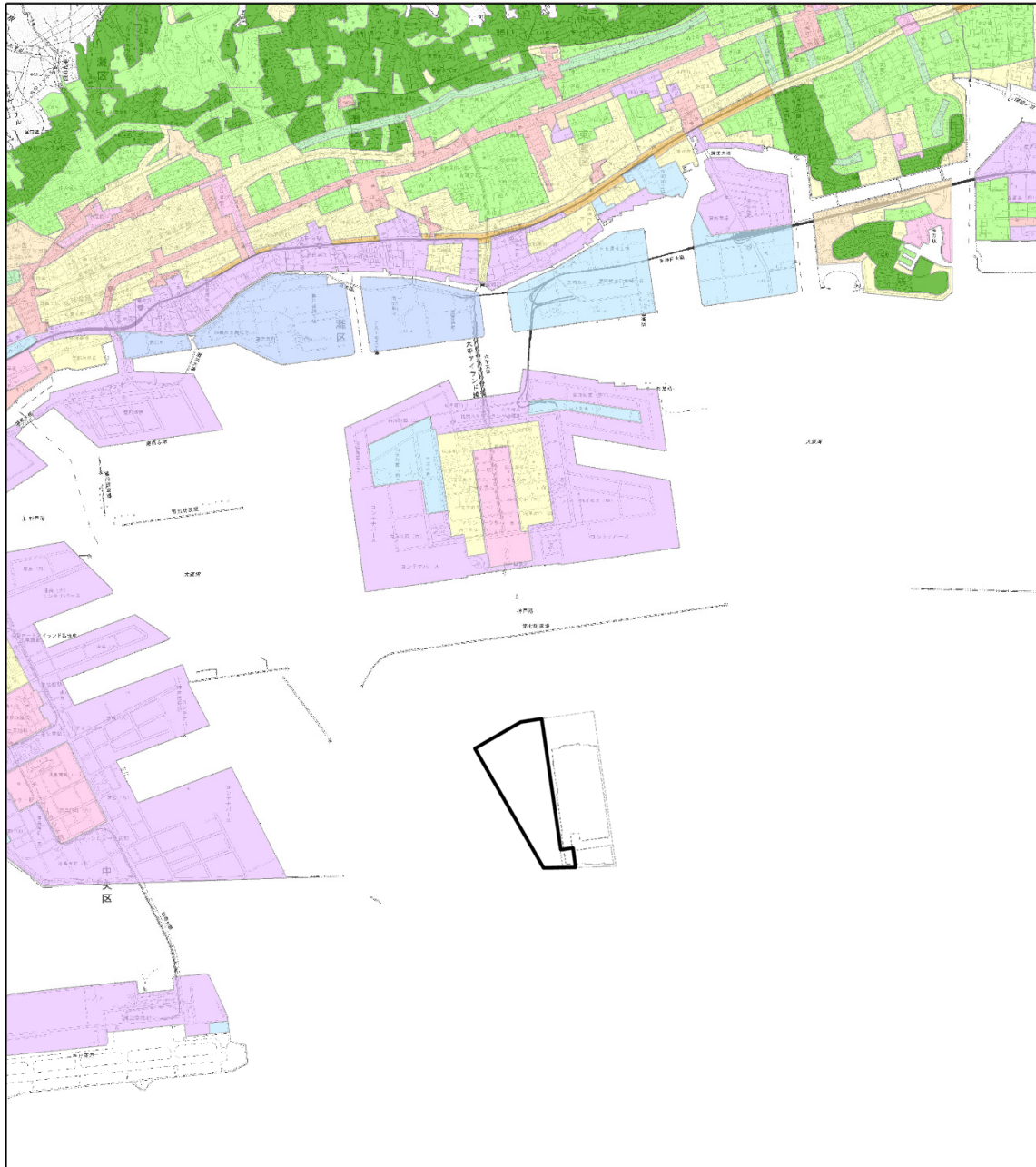
対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の「都市計画法」（昭和 43 年法律 100 号）に基づく用途地域の指定状況（平成 28 年）は第 3.3.2-2 図及び第 3.3.2-2 表のとおりであり、対象事業実施区域周辺は「工業地域」、「準工業地域」、「商業地域」及び「第 1 種住居地域」に指定されている。

第 3.3.2-2 表 用途地域別面積（平成 30 年）

用途地域区分	神戸市		西宮市		芦屋市	
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
第 1 種低層住居専用地域	6,474	31.7	1,185	22.7	321	33.1
第 2 種低層住居専用地域	8.5	0.0	96	1.8	1	0.1
第 1 種中高層住居専用地域	4,107	20.1	1,629	31.2	405	41.8
第 2 種中高層住居専用地域	172	0.8	324	6.2	36	3.7
第 1 種住居地域	2,217	10.9	616	11.8	101	10.4
第 2 種住居地域	1,409	6.9	240	4.6	51	5.3
準住居地域	148	0.7	40	0.8	0	
近隣商業地域	775	3.8	262	5.0	47	4.9
商業地域	734	3.6	57	1.1	7	0.7
準工業地域	2,687	13.2	679	13.0	-	-
工業地域	628	3.1	91	1.7	-	-
工業専用地域	1,046	5.1	0		-	-
総面積	20,405	100.0	5,219	100.0	969	100.0

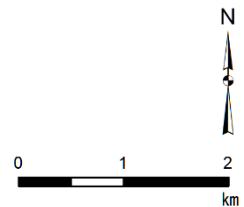
注：1. 平成 30 年 4 月 1 日現在の値を示す。
2. 比率は総面積に対する比率を示す。

〔「兵庫県統計書 平成 29 年（2017）」（兵庫県、平成 31 年）より作成〕



凡 例

- | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|  事業実施想定区域 |  第1種低層住居専用地域 |  近隣商業地域 |
|  第1種中高層住居専用地域 |  商業地域 | |
|  第2種中高層住居専用地域 |  準工業地域 | |
|  第1種住居地域 |  工業地域 | |
|  第2種住居地域 |  工業専用地域 | |
|  準住居地域 | | |



〔「神戸市用途地域検索」(神戸市ホームページ)
 「にしのみや WebGIS 西宮市地理情報システム」(西宮市ホームページ)
 「阪神間都市計画芦屋国際文化住宅都市建設計画総括図」(芦屋市ホームページ) より作成〕

第 3.3.2-2 図 用途地域の指定状況

3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域周辺における海域に流入する主な河川は、二級河川の住吉川、都賀川、高羽川がある。河川の位置は、第 3.2.2-6 図のとおりである。

また、上記河川には内水面漁業権は設定されていない。

2. 海域の利用状況

対象事業実施区域周辺における海域の利用状況は、第 3.3.3-1 図のとおりである。

対象事業実施区域の周辺海域は、「港湾法」(昭和 25 年法律第 218 号)に基づく国際戦略港湾の神戸港港湾区域及び「港則法」(昭和 23 年法律第 174 号)に定められた阪神港神戸区港域に属している。

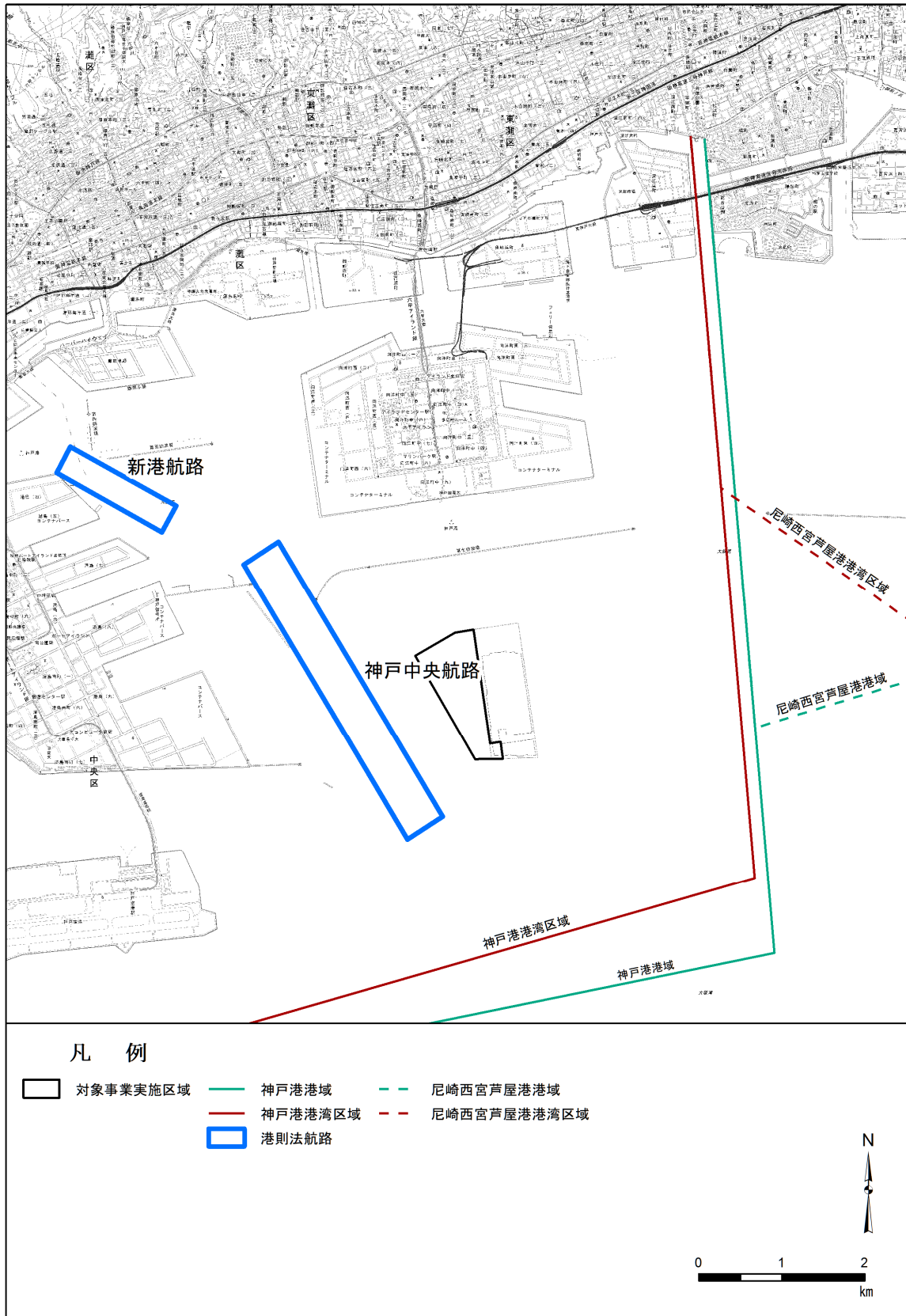
また、神戸港内には神戸中央航路等の航路が設定されており、「平成 30 年兵庫県港湾統計年報」(兵庫県、令和元年)によると第 3.3.4-2 表のとおり、平成 30 年の神戸港の入港船舶隻数は年間 32,957 隻、尼崎西宮芦屋港の入港船舶隻数は 5,393 隻となっている。

対象事業実施区域の周辺海域における共同漁業権の内容は第 3.3.3-1 表、位置は第 3.3.3-2 図のとおりである。

第 3.3.3-1 表 共同漁業権の内容

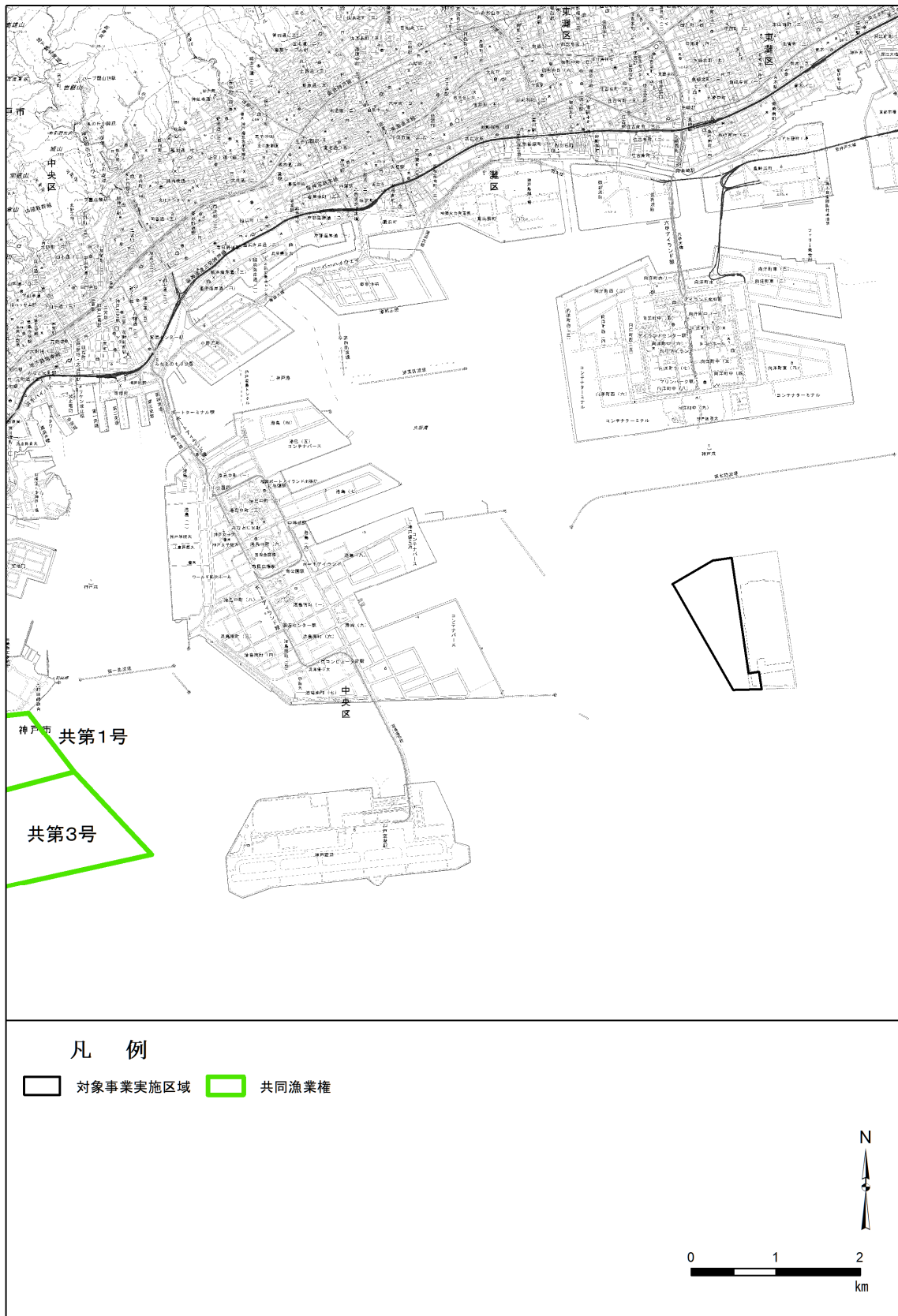
免許番号	免許の内容			
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間
共第 1 号	第 1 種	わかめ漁業	2/1~6/30	平成 25 年 9 月 1 日 から 平成 35 年 8 月 31 日 まで
		てんぐさ・かき・あさり・あわび・とこぶし・さざえ・うちむらさき・ばかがい・あかがい・まてがい・たいらぎ・みるくい・さるぼう・おおのがい・ばい・にし・いがい・はまぐり・うに・なまこ・たこ・えむし漁業	1/1~12/31	
共第 3 号	第 2 種	建網、いかかご網・雑魚かご網漁業	1/1~12/31	

〔「兵庫県公報 平成 25 年 3 月 12 日号外」(兵庫県、平成 25 年)
「兵庫県公報 平成 25 年 9 月 13 日号外」(兵庫県、平成 25 年)より作成〕



〔海図 W101A〕 阪神港神戸 (海上保安庁、平成 28 年)
 〔神戸港港湾計画図〕 (神戸市、平成 18 年)
 〔尼崎西宮芦屋港港湾計画図〕 (兵庫県、平成 18 年)
 〔港則法施行規則の一部改正について (お知らせ)〕 (神戸海上保安部 HP、平成 29 年) より作成

第 3.3.3-1 図 海域利用の状況



〔「兵庫県公報 平成 25 年 3 月 12 日号外」(兵庫県、平成 25 年)
 「兵庫県公報 平成 25 年 9 月 13 日号外」(兵庫県、平成 25 年)より作成〕

第 3.3.3-2 図 共同漁業権の位置

3. 地下水の利用状況

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の地下水の利用状況(平成28年度)は、第3.3.3-2表のとおりである。

なお、神戸市及び芦屋市では条例による地下水の採取規制は行われていない。また、西宮市においては、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)に基づき、阪急電鉄神戸線以南の地域が規制対象地域(指定地域)に指定されている。

第 3.3.3-2 表 地下水採取量 (平成 28 年度)

項目	工業用 (千 m ³ /日)	上水道用 (千 m ³ /年)
神戸市	8.6	0
西宮市	1.0	1,911
芦屋市	—	0

注：1. 工業用は、水源を井戸水としている量(従業者30人以上の事務所の使用量)を示す。
2. 上水道用は、水源を地下水浅・深井戸としている量を示す。
3. 「—」は該当する値なしを示す。

〔「平成28年度経済センサス活動調査」(兵庫県ホームページ)
「平成28年度水道施設現況調書」(兵庫県ホームページ)より作成〕

3.3.4 交通の状況

1. 陸上交通

(1) 道路

対象事業実施区域周辺における主要な道路の状況（平成 27 年度）は、第 3.3.4-1 図のとおりである。

主要な道路としては、阪神高速 5 号湾岸線、阪神高速 3 号神戸線、一般国道 2 号、一般国道 43 号等がある。

主要な道路における平成 27 年度の調査地点は第 3.3.4-1 図、調査結果は第 3.3.4-1 表のとおりである。平日の昼間（7 時～19 時）の 12 時間交通量は、阪神高速 5 号湾岸線で 9,006～36,254 台、阪神高速 3 号神戸線で 57,175～63,842 台、一般国道 2 号で 21,662～54,678 台となっている。

第 3.3.4-1 表 交通量の調査結果（平成 27 年度）

図中 番号	路線名	調査地点	交通量(台)	
			昼間	全日
1	阪神高速 5 号湾岸線 (高速湾岸線)	神戸市東灘区向洋町東 3 丁目	9,006	11,189
2		神戸市東灘区魚崎浜町	34,123	45,982
3		芦屋市陽光町	36,254	48,954
4		芦屋市陽光町	36,254	48,954
5		西宮市西宮浜 1 丁目	34,868	47,302
6	阪神高速 3 号神戸線 (高速神戸西宮線)	神戸市中央区脇浜町 2 丁目	63,842	94,387
7		神戸市灘区御影石町 1 丁目	57,175	82,841
8		神戸市東灘区魚崎南町 1 丁目	63,838	91,958
9		芦屋市平田北町	59,343	85,967
10		芦屋市平田北町	59,343	85,967
11	一般国道 2 号	神戸市東灘区住吉宮町 3 丁目	21,662	29,111
12		神戸市灘区琵琶町 1 丁目	23,165	30,692
13		神戸市中央区脇浜町 2 丁目	54,678	73,815
14	奥山精道線	芦屋市業平町	4,515	5,779
15		芦屋市業平町公光町	2,304	2,926
16	芦屋鳴尾浜線	芦屋市海洋町	8,761	11,565
17	東灘芦屋線	芦屋市陽光町	6,354	8,260

注：1. 図中番号は、第 3.3.4-1 図に示すとおりである。
2. 昼間は、12 時間（7～19 時）の往復交通量を示す。

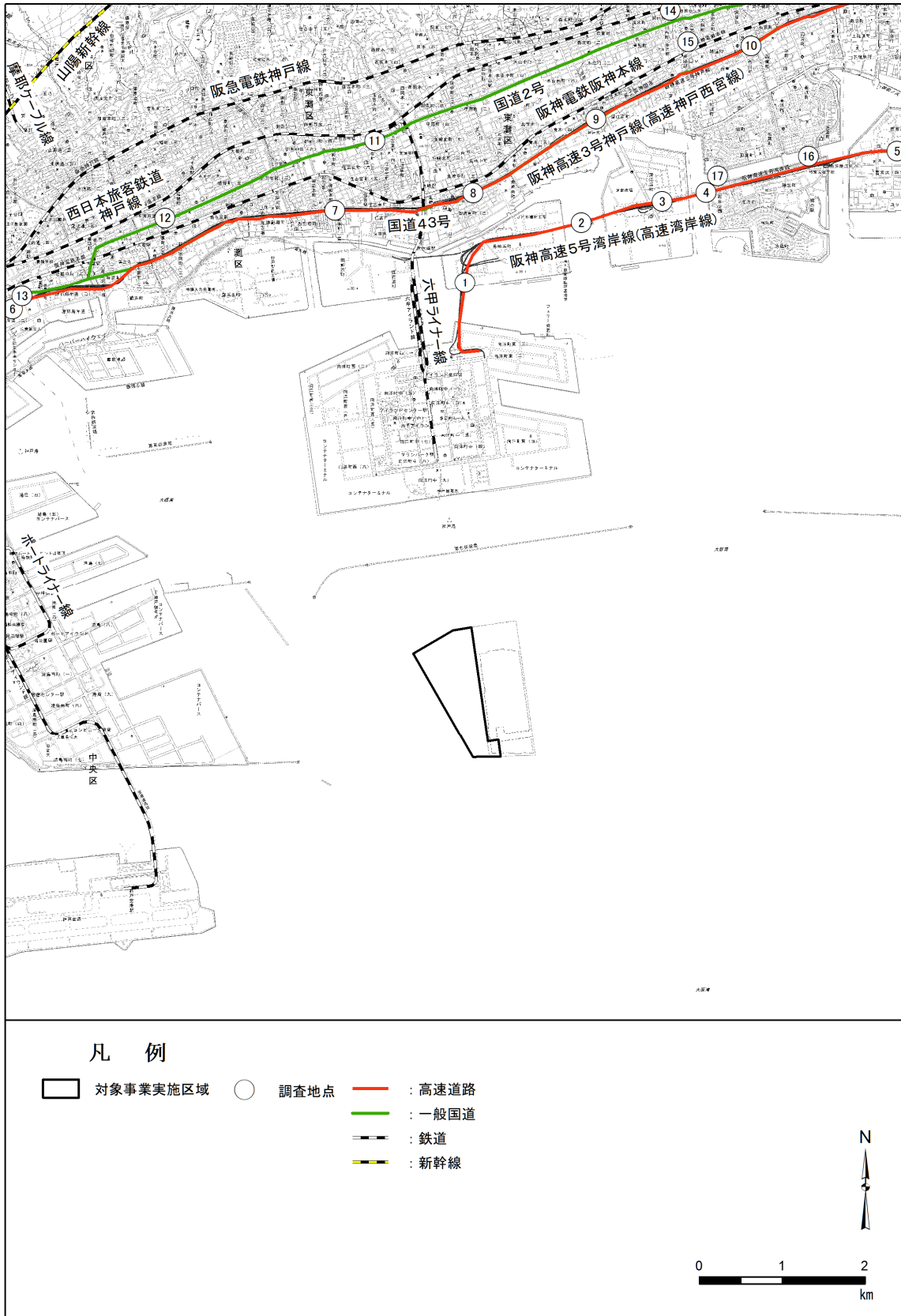
〔「平成 27 年度道路交通センサス」（国土交通省、平成 29 年）より作成〕

(2) 鉄道

対象事業実施区域周辺における鉄道の状況（平成 27 年度）は、第 3.3.4-1 図のとおりである。

西日本旅客鉄道株式会社（JR 西日本）神戸線、阪急電鉄株式会社神戸線、阪神電気鉄道株式会社阪神本線等が海岸線に沿って東西方向に整備され、主要な都市間交通等として利用されている。

また、ポートアイランドを經由して三宮駅と神戸空港駅を結ぶ神戸新交通株式会社ポートライナー線、住吉駅から六甲アイランド内マリパーク駅までを結ぶ神戸新交通株式会社六甲ライナー線があり、既成市街地と造成地を南北に結ぶ主要な陸上交通となっている。



〔平成 27 年度道路交通センサス〕（国土交通省、平成 29 年）より作成

第 3.3.4-1 図 主要な道路及び鉄道並びに交通量調査地点の位置

2. 海上交通

対象事業実施区域周辺海域における航路の位置は、第 3.3.3-1 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺海域の位置する阪神港神戸区（神戸港）では、「港則法」に基づく特定港内の航路として、神戸中央航路、新港航路、東神戸航路が設定されている。

神戸港、尼崎西宮芦屋港の入港船舶隻数等（平成 30 年）は、第 3.3.4-2 表のとおりである。

第 3.3.4-2 表 海上交通の状況（平成 30 年）

港湾	総入港数		外航船計		内航船計	
	隻数 (隻)	総トン数 (千総 t)	隻数 (隻)	総トン数 (千総 t)	隻数 (隻)	総トン数 (千総 t)
神戸港	32,957	189,183	6,750	144,025	26,207	45,159
尼崎西宮芦屋港	5,393	3,384	117	236	5,276	3,148

港湾	外貿貨物			内貿貨物		
	計 (千 t)	輸出 (千 t)	輸入 (千 t)	計 (千 t)	移出 (千 t)	移入 (千 t)
神戸港	52,162	23,708,	28,453	43,325	17,960	25,365
尼崎西宮芦屋港	186	150	37	4,382	1,186	3,96

〔平成 30 年兵庫県港湾統計年報〕（兵庫県、令和元年）より作成

3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1. 学校、病院等

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の施設数は、第 3.3.5-1 表のとおりである。また、対象事業実施区域周辺の学校、病院等の位置は、第 3.3.5-1 図、第 3.3.5-2 図のとおりである。

対象事業実施区域周辺に位置する学校、病院等としては、北約 1.7km に神戸国際大学がある。

2. 住宅

対象事業実施区域周辺は、主に「工業地域」、「準工業地域」、「商業地域」に指定されているが、第 3.3.2-2 図のとおり六甲アイランド及びポートアイランド内の一部が第 1 種住居地域に指定されている。

対象事業実施区域からの距離は、六甲アイランド内の第 1 種住居地域まで北約 1.8km、ポートアイランド内の第 1 種住居地域まで西約 4.7km である。

第 3.3.5-1 表 学校、病院等の施設数

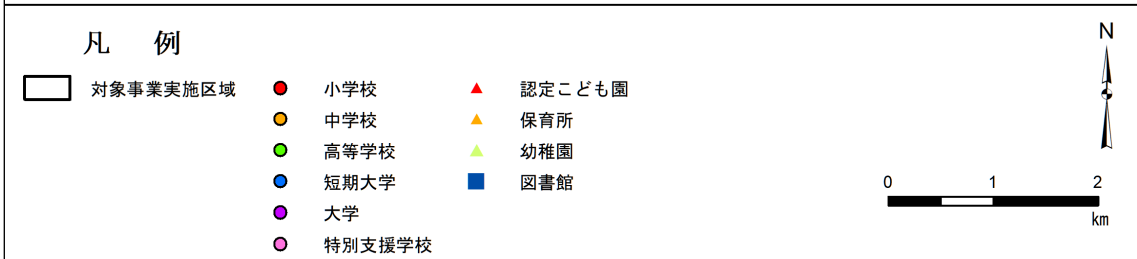
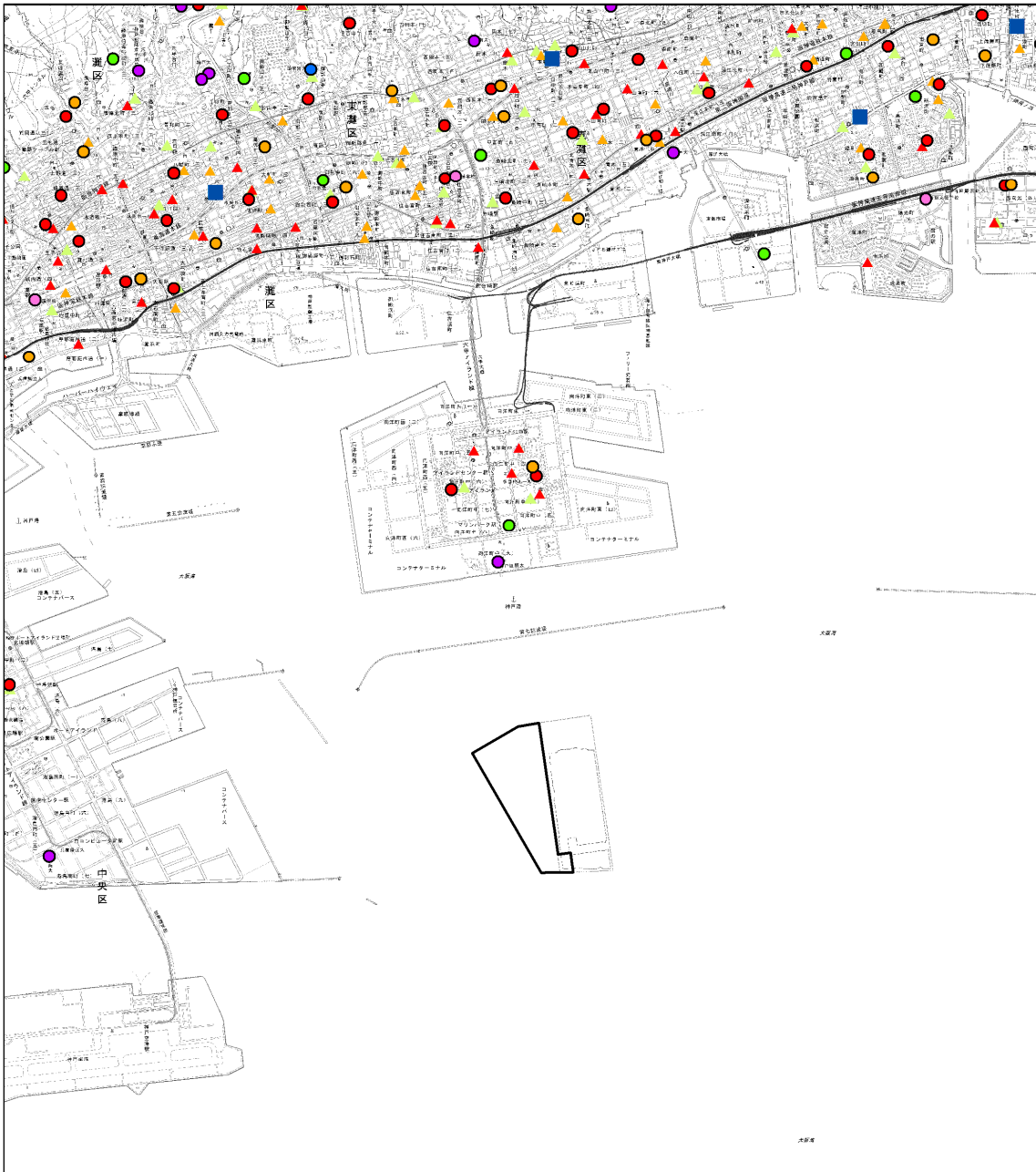
区分	児童福祉施設・学校教育施設							
	保育所	幼稚園	認定こども園	小学校	中学校	高等学校	大学、短期大学	特別支援学校
神戸市	45	44	52	40	27	19	22	3
西宮市	60	60	19	42	28	17	12	4
芦屋市	15	13	3	8	5	4	2	1

区分	医療施設		高齢者福祉施設	社会教育施設
	病院	診療所	養護老人ホーム等	図書館
神戸市	34	700	75	3
西宮市	24	507	79	8
芦屋市	3	133	18	1

注：1. 神戸市での施設数は、神戸市東灘区、灘区及び中央区内にある施設数の合計値である。

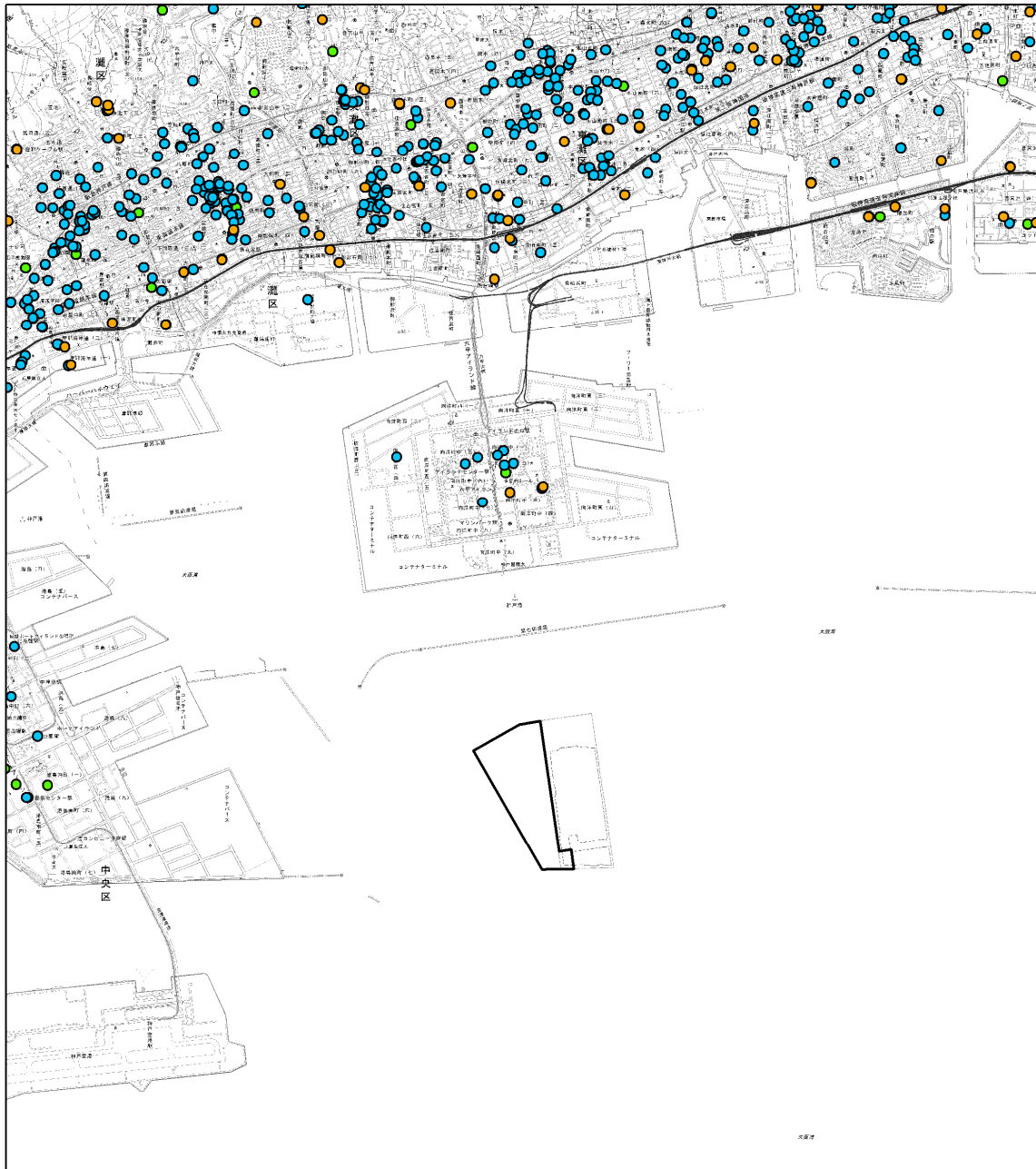
2. 「認定こども園」は、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の合計値である。

「国土数値情報（医療機関データ（平成 26 年度）」（国土交通省GISホームページ）
「国土数値情報（学校データ（平成 25 年度）」（国土交通省GISホームページ）
「国土数値情報（福祉施設データ（平成 27 年度）」（国土交通省GISホームページ）
「国土数値情報（文化施設データ（平成 25 年度）」（国土交通省GISホームページ）
「県内の認定こども園認定施設一覧（平成 30 年 4 月 1 日現在）」（兵庫県ホームページ）
「平成 31 年度 保育所・認定こども園地域型保育事業 施設一覧（2号・3号認定こども用）」（神戸市ホームページ）
「保育所・認定こども園一覧」（西宮市ホームページ）
「高齢者施設一覧」（兵庫県ホームページ）
「各保育所の概要」（神戸市ホームページ）
「芦屋市内の保育施設・定員一覧」（芦屋市ホームページ）より作成



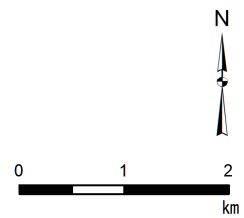
「国土数値情報（学校データ（平成25年度）」（国土交通省GISホームページ）
 「国土数値情報（福祉施設データ（平成27年度）」（国土交通省GISホームページ）
 「国土数値情報（文化施設データ（平成25年度）」（国土交通省GISホームページ）
 「県内の認定こども園認定施設一覧（平成30年4月1日現在）」（兵庫県ホームページ）
 「平成31年度 保育所・認定こども園地域型保育事業 施設一覧（2号・3号認定こども用）」（神戸市ホームページ）
 「保育所・認定こども園一覧」（西宮市ホームページ） / 「各保育所の概要」（神戸市ホームページ）
 「芦屋市内の保育施設・定員一覧」（芦屋市ホームページ）より作成

第 3.3.5-1 図 学校等の位置



凡 例

- 対象事業実施区域
- 病院
- 診療所
- 高齢者福祉施設



〔「国土数値情報（医療機関データ（平成26年度）」（国土交通省GISホームページ）
 「高齢者施設一覧」（兵庫県ホームページ）より作成

第 3.3.5-2 図 病院等の位置

3.3.6 下水道の整備状況

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の下水道の整備状況（平成 30 年度末）は、第 3.3.6-1 表のとおりである。

神戸市の下水道普及率は、98.8%となっている。

第 3.3.6-1 表 下水道の整備状況（平成 30 年度末）

項目	下水道		
	住民基本台帳人口 (A) (千人)	下水道処理人口 (B) (千人)	普及率 (B) / (A) (%)
神戸市	1,532.9	1,513.8	98.75
西宮市	483.7	483.4	99.94
芦屋市	95.5	95.5	100.00

〔兵庫県統計書 平成 30 年（2018）（兵庫県、令和 2 年）より作成〕

3.3.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の一般廃棄物の処理状況（平成 30 年度）は、第 3.3.7-1 表のとおりである。

神戸市の一般廃棄物の総排出量は、547,069 t であり、直接焼却量は 430,818 t、中間処理後の再生利用量は 24,469 t、最終処分量は 75,257 t となっている。

第 3.3.7-1 表 一般廃棄物の状況（平成 30 年度）

項目		神戸市 (t)	西宮市 (t)	芦屋市 (t)
総排出量 (t)	計画収集量	464,251	146,343	26,289
	直接搬入量	30,934	14,919	4,566
	集団回収量	51,884	12,044	3,760
	合計	547,069	173,306	34,615
処理量 (t)	直接焼却量	430,818	137,667	27,195
	直接最終処分量	7,359	0	0
	焼却以外の中間処理量	56,828	16,014	2,710
	直接資源化量	0	5,812	950
	合計	495,005	159,493	30,855
中間処理後再生利用量 (t)		24,469	7,441	1,164
最終処分量 (t)	直接最終処分量	7,359	0	0
	焼却残渣量	57,426	20,924	4,521
	処理残渣量	10,472	686	0
	合計	75,257	21,610	4,521

〔平成 30 年度 兵庫県の一般廃棄物処理〕（兵庫県、令和 2 年）より作成〕

2. 産業廃棄物

対象事業実施区域の位置する神戸市、西宮市及び芦屋市の産業廃棄物（農業を除く）の発生量（平成 21 年度）は、第 3.3.7-2 表のとおりである。

神戸市における産業廃棄物の排出量は年間約 370 万 t であり、このうち電気・ガス・熱供給・水道業が約 158 万 t（42.7%）で最も多く、次いで製造業が約 127 万 t（34.2%）となっている。

第 3.3.7-2 表 産業廃棄物の業種別排出量（平成 21 年度）

業種		神戸市（t）	西宮市（t）	阪神地域 ^{注3} （t）
一次産業	農業	-	-	-
	漁業	-	-	-
	計	-	-	-
二次産業	鉱業	5	3	1
	建設業	744,912	143,793	239,318
	製造業	1,269,174	132,796	246,772
	計	2,014,092	276,592	486,091
三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1,579,864	798,540	786,240
	情報通信業	8,890	206	266
	運輸・郵便業	14,267	2,432	1,484
	卸売・小売業	44,898	8,640	13,047
	金融業・保険業	164	27	54
	不動産業、物品賃貸業	7,127	1,776	2,306
	学術研究、専門・技術サービス業	839	88	210
	宿泊業、飲食サービス業	8,315	1,696	2,356
	生活関連サービス業、娯楽業	669	170	253
	教育、学習支援業	290	97	104
	医療、福祉	5,423	619	1,431
	複合サービス業	113	23	49
	サービス業（他に分類されないもの）	16,233	2,078	3,108
	計	1,687,092	816,391	810,907
合計		3,701,184	1,092,983	1,296,998

注：1. 計及び合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないことがある。

2. 一次産業は含まない。

3. 阪神地域は、芦屋市、三田市、宝塚市、川西市、伊丹市、猪名川町を含む地域を示す。

〔「兵庫県廃棄物処理計画」（兵庫県、平成 25 年）より作成〕

3. 廃棄物処理施設の立地状況

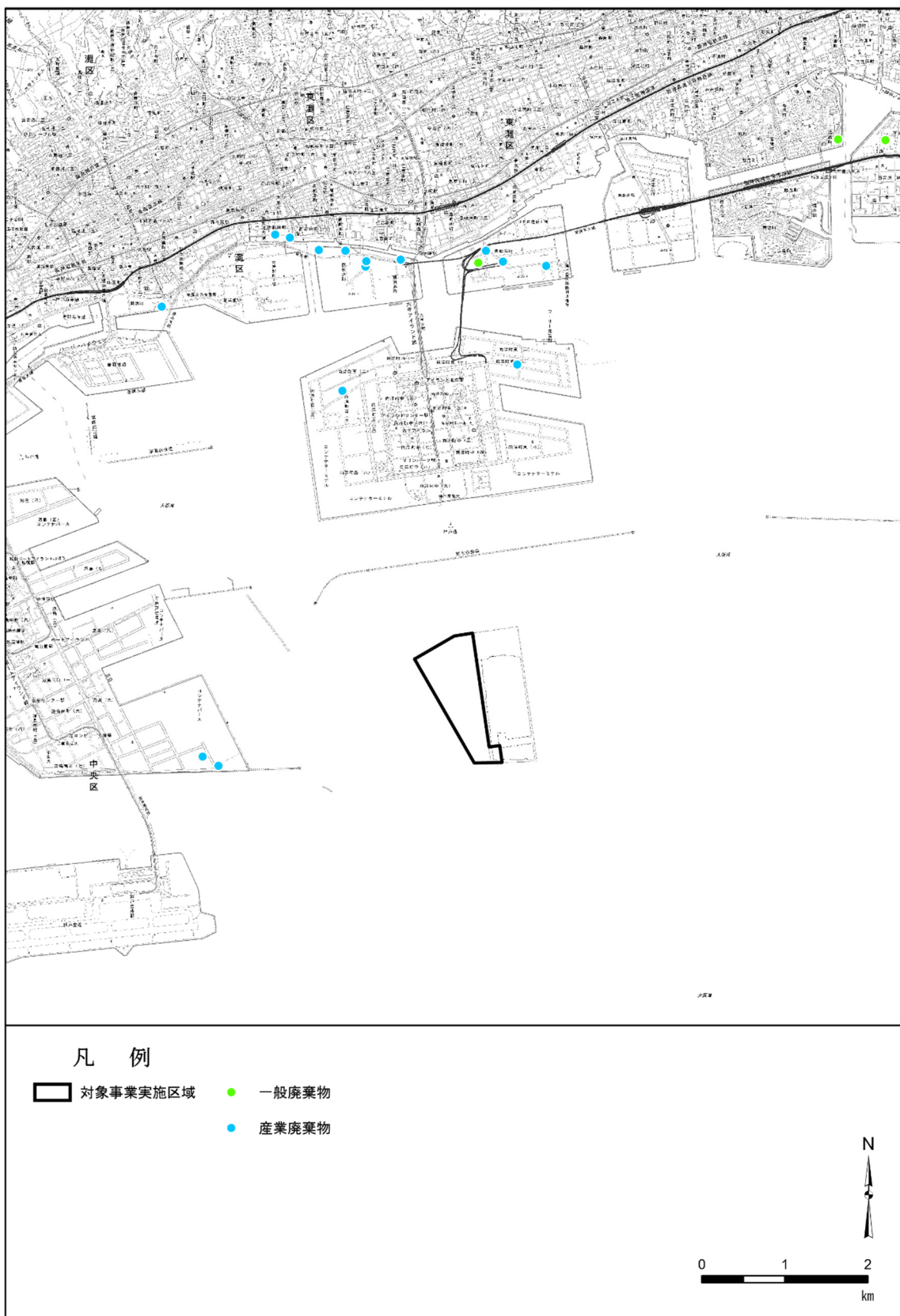
対象事業実施区域を中心としたフェニックス圏域の2府4県168市町村における一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設数（平成24年度）は第3.3.7-3表、立地状況は第3.3.7-1図のとおりである。

一般廃棄物処理施設は、フェニックス圏域で中間処理施設が464施設、最終処分場が78施設ある。また、産業廃棄物処理施設は、中間処理施設が1,055施設、最終処理施設が34施設ある。

第3.3.7-3表 廃棄物処理施設数（平成24年度）

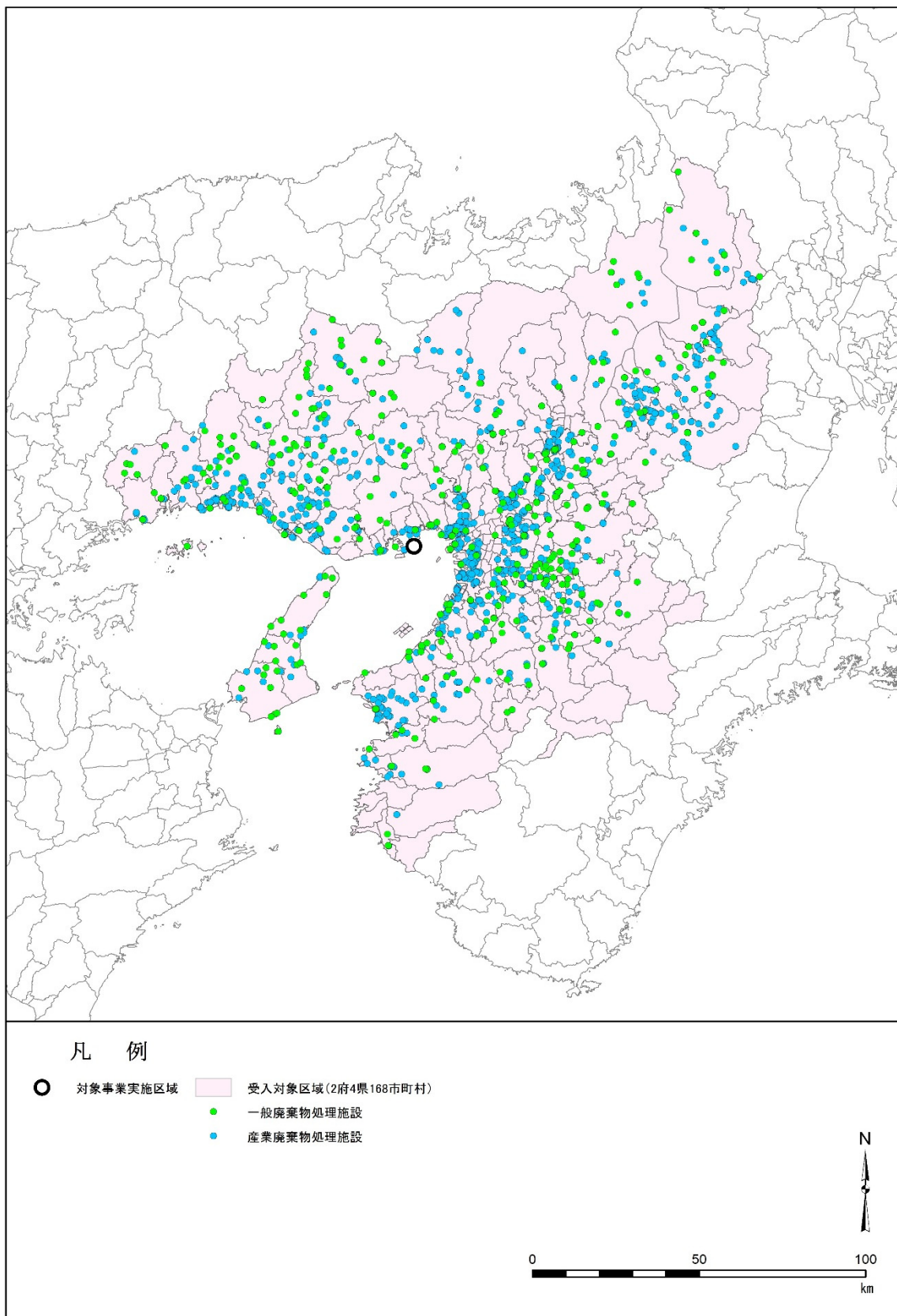
	兵庫県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	合計
一般廃棄物処理施設	227	95	57	152	101	37	669
中間処理施設	135	63	42	124	76	24	464
焼却施設	42	13	14	49	25	13	156
粗大ごみ処理施設	26	13	5	28	14	3	89
資源化等を行う施設	34	20	10	22	16	3	105
ごみ燃料化施設	2	1	1		1		5
その他の施設	2	1	1		2	1	7
保管施設	29	15	11	25	18	4	102
最終処分場	28	19	7	8	9	7	78
し尿処理施設	23	12	6	18	12	6	77
コミュニティ・プラント	40		2	2	4		48
リユース・リペア施設	1	1					2
産業廃棄物処理施設	108	151	357	47	349	77	1,089
中間処理施設	104	143	355	43	336	74	1,055
最終処理施設	4	8	2	4	13	3	34

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ（平成24年度）」（国土交通省GISホームページ）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ（平成24年度）」（国土交通省GISホームページ）より作成〕

第 3.3.7-1 図 (1) 廃棄物処理施設の立地状況



〔国土数値情報（廃棄物処理施設データ（平成24年度））（国土交通省GISホームページ）
 「搬入基地と受入区域」（大阪湾広域臨海環境整備センターホームページ資料）より作成〕

第 3.3.7-1 図（2）廃棄物処理施設の立地状況（広域図）

3.3.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、第3.3.8-1表のとおり定められている。

第3.3.8-1表 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
		短期的評価	長期的評価
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価 1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価 1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	/	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	短期基準として、1日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準として、1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。
<p>〔備考〕 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。</p>			

〔大気汚染に係る環境基準について〕(昭和48年環境庁告示第25号)
 〔二酸化窒素に係る環境基準について〕(昭和53年環境庁告示第38号)
 〔ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について〕(平成9年環境庁告示第4号)
 〔微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について〕(平成21年環境省告示第33号)より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、第 3.3.8-2 表のとおり定められている。
対象事業実施区域周辺における類型指定の状況は、第 3.3.8-1 図のとおりである。

第 3.3.8-2 表 騒音に係る環境基準

a. 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

b. 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

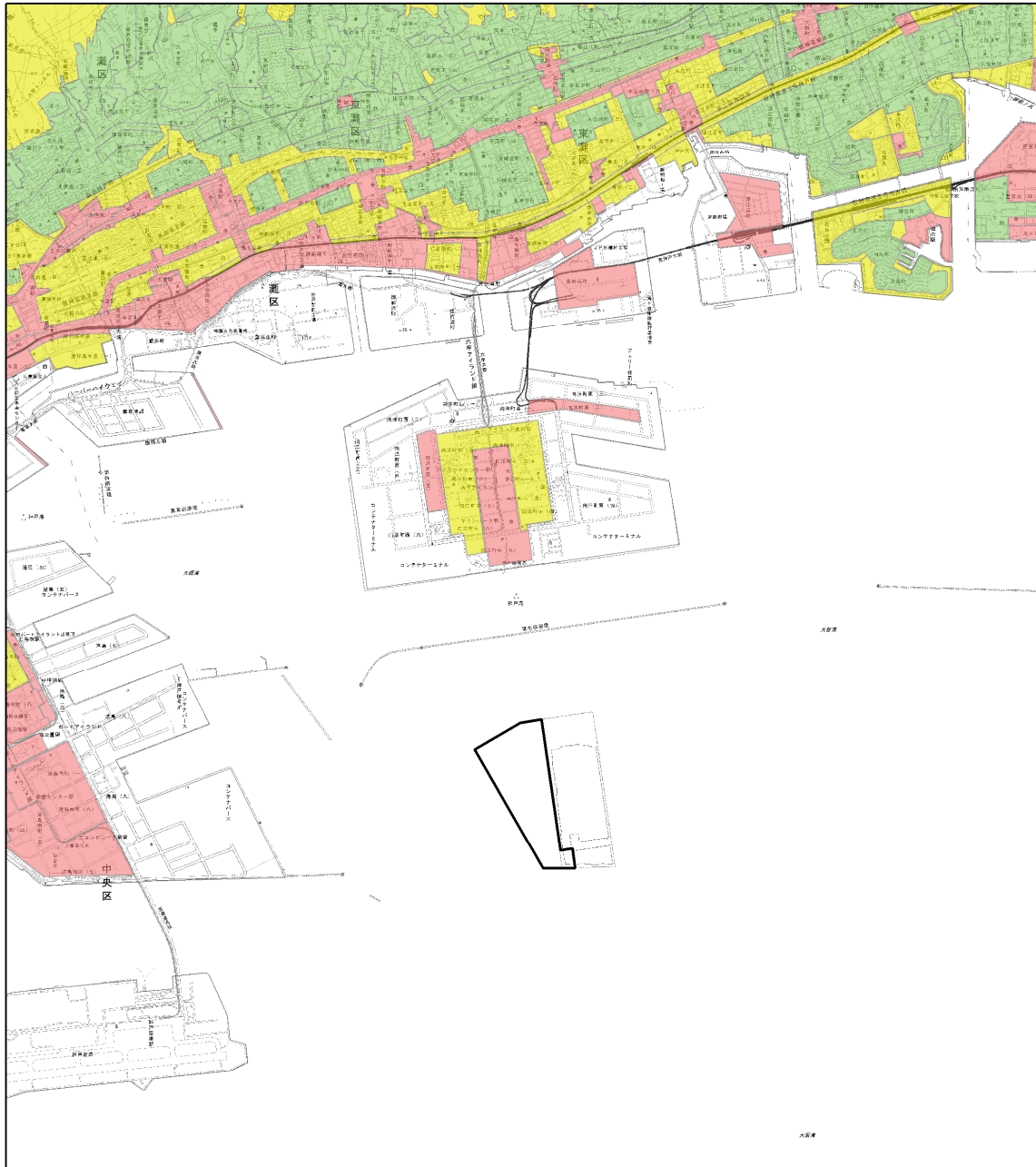
基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

- 注：1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）等をいう。
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

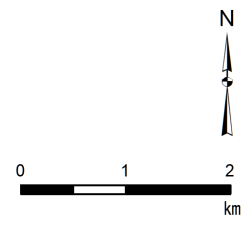
「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年環大企第257号）より作成



凡 例

- 対象事業実施区域
- : A類型
- : B類型
- : C類型



「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(平成24年神戸市告示第694号)
 「騒音に係る環境基準の地域を当てはめる地域の指定」(平成24年西宮市告示第30号)
 「騒音に係る環境基準の地域を当てはめる地域の指定」(平成24年芦屋市告示第42号)
 「平成24年芦屋市告示第42号の一部改正」(平成26年芦屋市告示第105号)より作成

第 3.3.8-1 図 環境基準の類型指定 (騒音)

③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、公共用水域については第 3.3.8-3 表、地下水については第 3.3.8-4 表のとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周辺における水質汚濁に係る環境基準水域類型の指定状況は、第 3.3.8-2 図のとおりである。

第 3.3.8-3 表 (1) 水質汚濁に係る環境基準

a. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考： <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、日本工業規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 			

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)より作成〕

第 3.3.8-3 表 (2) 水質汚濁に係る環境基準

b. 生活環境の保全に関する環境基準 (河川・一般項目)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全 及びA以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級・水産1級・水 浴及びB以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級・工業用水1級 及びD以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L以上	-
備考 1. 基準値は、日間平均値とする (湖沼・海域もこれに準ずる。) 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする (湖沼もこれに準ずる。)						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過などによる簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成〕

第 3.3.8-3 表 (3) 水質汚濁に係る環境基準

c. 生活環境の保全に関する環境基準 (河川・全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ・サケマス等比較的低温水域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考： 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

〔水質汚濁に係る環境基準について〕(昭和46年環境庁告示第59号)より作成

第 3.3.8-3 表 (4) 水質汚濁に係る環境基準

d. 生活環境の保全に関する環境基準 (海域・一般項目)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境 保全及びB以下の欄に掲 げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以 下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びC の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考： 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：マダイ・ブリ・ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ・ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

〔水質汚濁に係る環境基準について〕(昭和46年環境庁告示第59号)より作成

第 3.3.8-3 表 (5) 水質汚濁に係る環境基準

e. 生活環境の保全に関する環境基準 (海域・栄養塩類)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考： 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔水質汚濁に係る環境基準について〕(昭和46年環境庁告示第59号)より作成

第 3.3.8-3 表 (6) 水質汚濁に係る環境基準

f. 生活環境の保全に関する環境基準 (海域・全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考： 基準値は、年間平均値とする。

〔水質汚濁に係る環境基準について〕(昭和46年環境庁告示第59号)より作成

第 3.3.8-3 表 (7) 水質汚濁に係る環境基準

g. 生活環境の保全に関する環境基準 (底層溶存酸素量)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考： 1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

注：平成28年10月現在、具体的な水域における類型指定はされていない。

〔水質汚濁に係る環境基準について〕(昭和46年環境庁告示第59号)より作成

第 3.3.8-4 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

a. 人の健康の保護に関する環境基準（地下水）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考： 1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1,43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）より作成〕



〔昭和 46 年環境庁告示第 60 号 (改正平成 14 年環境省告示第 33 号)
平成 7 年環境庁告示第 5 号 (改正平成 14 年環境省告示第 19 号)〕

第 3.3.8-2 図 環境基準の類型指定 (海域)

④ 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、第 3.3.8-5 表のとおり定められている。

第 3.3.8-5 表 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農地用においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキササン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
備考：	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

〔土壌の汚染に係る環境基準について〕（平成 3 年環境庁告示第 46 号）により作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、第 3.3.8-6 表のとおり定められている。

第 3.3.8-6 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考： 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

- 注： 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」
（平成 11 年環境庁告示第 68 号）より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染に関しては「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、工場及び事業場から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準、施設の構造等に関する基準などが定められている。

a. いおう酸化物に関する基準

いおう酸化物については、「大気汚染防止法」により、地域の区分ごとに定められた規制基準が適用される。対象事業実施区域に適用される規制基準は第3.3.8-7表のとおりである。

また、対象事業実施区域の位置する神戸市は、「大気汚染防止法」第5条の2第1項の規定に基づく地域に指定されており、いおう酸化物の総量規制基準が適用される。

第3.3.8-7表 いおう酸化物の規制基準(排出基準)

地域の区分	Kの値	排出基準
神戸市 (北区、垂水区及び西区を除く)	特別 排出基準 1.17	$q = K \times 10^3 \times H_e^2$ <p>q: いおう酸化物の排出量 (m³/h) K: 地域ごとに定められる値 H_e: 補正された排出口の高さ (m)</p> $H_e = H_o + 0.65 \times (H_m + H_t)$ $H_m = \frac{0.795 \times \sqrt{Q \times V}}{1 + 2.58/V}$ $H_t = 2.01 \times 10^3 \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \times \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$ $J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$ <p>H_o: 排出口の高さ (m) Q: 15°Cにおける排出ガス量 (m³/s) v: 排出ガスの排出速度 (m/s) T: 排出ガスの温度 (K)</p>

〔「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)
「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」(平成8年兵庫県告示第542号)より作成〕

b. ばいじんに関する基準

ばいじんについては、「大気汚染防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例」により、施設の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

c. 窒素酸化物に関する基準

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

d. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質については、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）に基づく対策地域に神戸市が指定されている。

② 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに、建設工事に伴い発生する騒音の規制基準と自動車騒音に係る要請限度が地域、時間帯に応じて定められている。

a. 工場騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく指定地域内の特定工場等に係る騒音の規制基準は第 3.3.8-8 表、規制区域の指定状況は第 3.3.8-3 図のとおりである。

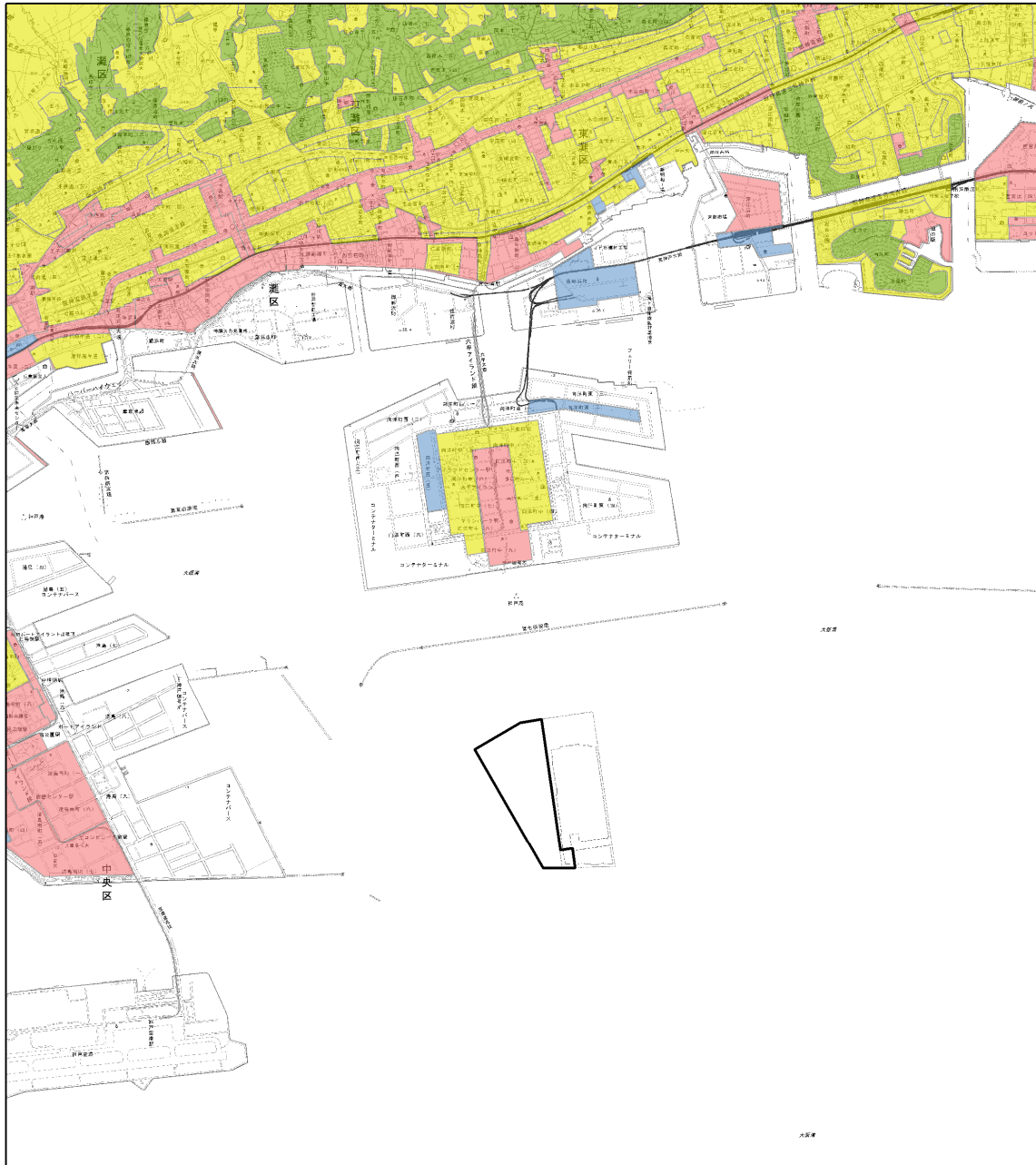
なお、「環境の保全と創造に関する条例」における指定地域及び基準値は、「騒音規制法」と同じ規制が定められている。

第 3.3.8-8 表 特定工場等の騒音に係る規制基準

区域の区分	用途地域	時間の区分		
		昼間	朝・夕	夜間
		午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域（内陸部に限る）	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

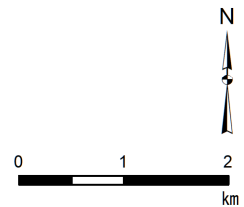
備考：1. 用途地域に示す地域は、神戸市における区分を示し、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域である。
2. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

「騒音規制法による騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」（平成 25 年神戸市告示第 819 号）
「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域ごとの規制基準の指定」（昭和 61 年神戸市告示第 253 号）
「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」（平成 8 年兵庫県告示第 542 号）より作成



凡 例

-
- 対象事業実施区域
 第1種区域
 第2種区域
 第3種区域
 第4種区域



「騒音規制法による騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成25年神戸市告示第819号)
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分」(平成20年西宮市告示甲第3号)
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成24年芦屋市告示第44号)
 「平成24年芦屋市告示第44号の一部改正」(平成26年芦屋市告示第106号)

第 3.3.8-3 図 騒音の規制区域指定状況

b. 建設作業騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準等は、第 3.3.8-9 表のとおりである。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」における基準値は、「騒音規制法」と同じ規制が定められている。

第 3.3.8-9 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

規制の種別	規制基準	
	第 1 号	第 2 号
騒音の基準値	85 デシベル	
作業時間	午後 7 時から翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	午後 10 時から翌日の午前 6 時の 時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
備考	1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。 2. 第 1 号の区域及び第 2 号の区域は、次のとおりである。 (1) 第 1 号の区域 ①第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域 ②工業地域及び工業専用地域（内陸部に限る）のうち学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特定養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域内 (2) 第 2 号の区域 工業地域及び工業専用地域（内陸部に限る）のうち (1) ②を除く区域	

〔特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準〕（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）
 〔特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第 1 号の区域の指定〕（昭和 61 年神戸市告示第 254 号）
 〔環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準〕（平成 13 年兵庫県告示第 274 号）より作成

c. 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は第 3.3.8-10 表、区域の指定状況は第 3.3.8-4 図のとおりである。

第 3.3.8-10 表 (1) 自動車騒音の要請限度 (神戸市)

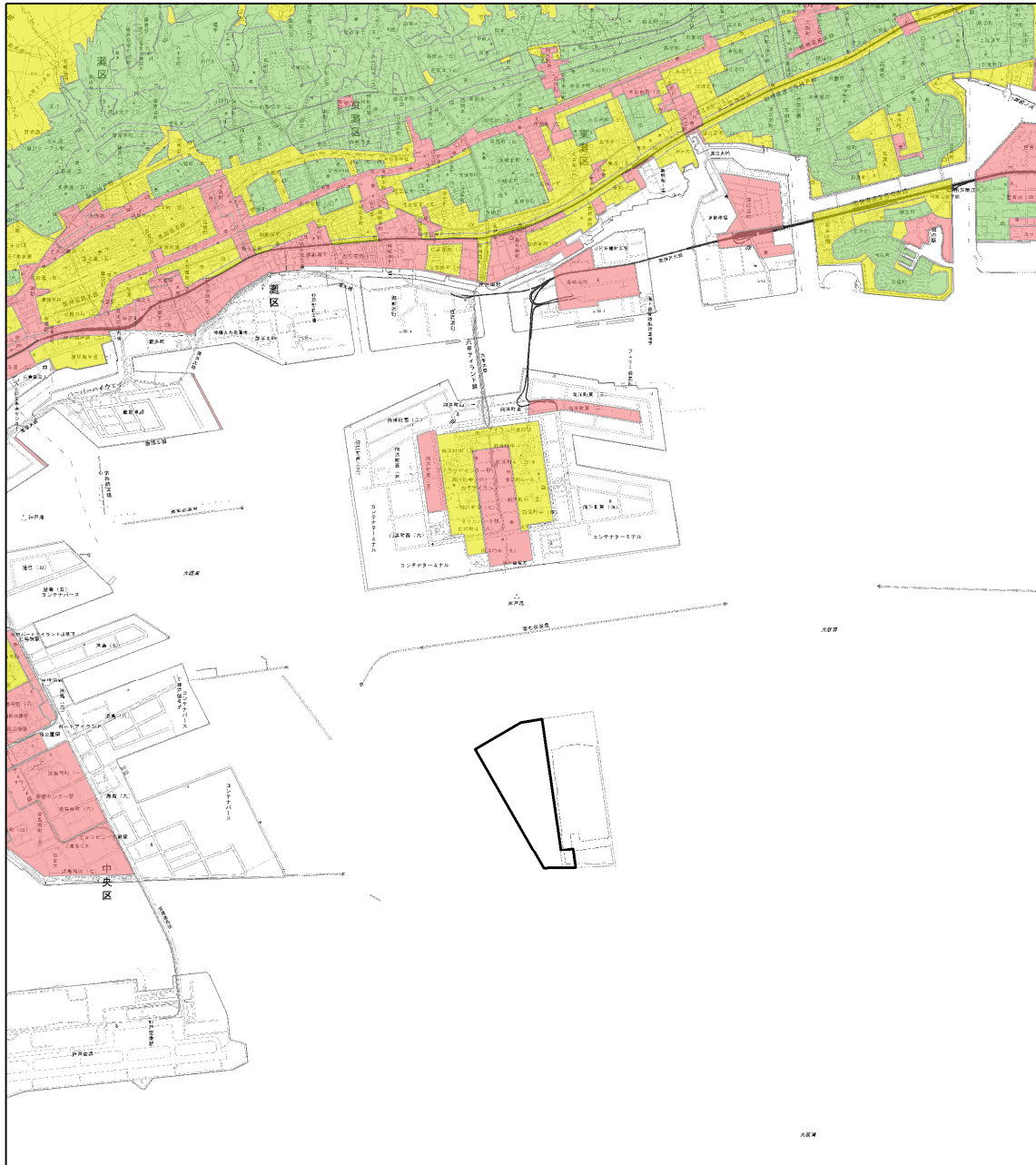
区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1. a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2. a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3. b 区域のうちに 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考 : 1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域 (2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。 2. a 区域：神戸市において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域 3. b 区域：神戸市において、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域 但し、臨港地区及び中央区神戸空港を除く 4. c 区域：神戸市において、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 (内陸部に限る) 但し、臨港地区及び中央区神戸空港を除く		

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)
「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」
(平成 13 年神戸市告示第 313 号) より作成

第 3.3.8-10 表 (2) 自動車騒音の要請限度 (芦屋市)

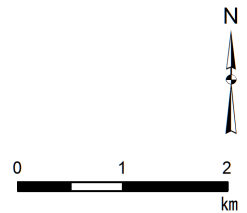
区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1. a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2. a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3. b 区域のうちに 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考 : 1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域 (2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。 2. a 区域：芦屋市において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 3. b 区域：芦屋市において、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、市街化調整区域 4. c 区域：芦屋市において、近隣商業地域、商業地域 5. 芦屋市において、都市計画法に基づく用途地域のうち、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域は指定されていない		

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)
「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定」(平成 24 年芦屋市告示第 42-2 号) より作成



凡 例

- 対象事業実施区域
- : a区域
- : b区域
- : c区域



〔騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定〕
 (平成13年神戸市告示第313号)
 「自動車騒音の限度を定める命令に係る区域の指定」(平成20年西宮市告示甲第5号)
 「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定」(平成24年芦屋市告示第42-2号)より作成

第 3.3.8-4 図 自動車騒音の要請限度区域指定状況

③ 振動

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに、建設工事に伴い発生する振動の規制基準と道路交通振動に係る要請限度が地域、時間帯に応じて定められている。

a. 工場振動の規制基準

「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく指定地域内の特定工場等に係る振動の規制基準は第3.3.8-11表、規制区域の指定状況は第3.3.8-5図のとおりである。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」における指定地域及び基準値は、「振動規制法」と同じ規制が定められている。

第3.3.8-11表 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	用途地域	時間の区分	
		昼間	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 市街化調整区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル	60 デシベル

備考 : 1. 用途地域に示す地域は、神戸市における区分を示し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域である。
2. 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第12項に規定する工業専用地域、同条第22項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港は、振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定から除かれている。
3. 第1種区域又は第2種区域の区域内に所存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成25年神戸市告示第818号)
「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年神戸市告示第257号)
「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」(平成8年兵庫県告示第542号)より作成



〔「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成25年神戸市告示第818号)
 「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分」(平成20年西宮市告示甲第6号)
 「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成24年芦屋市告示第43号)
 「平成24年芦屋市告示第43号の一部改正」(平成26年芦屋市告示第104号)〕

第 3.3.8-5 図 振動の規制区域指定状況及び道路交通振動の要請限度区域指定状況

b. 建設作業振動の規制基準

「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準等は、第 3.3.8-12 表のとおりである。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」における基準値は、「振動規制法」と同じ規制が定められている。

第 3.3.8-12 表 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

規制の種別	規制基準	
	第 1 号	第 2 号
振動の基準値	75 デシベル	
作業時間	午後 7 時から翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	午後 10 時から翌日の午前 6 時の 時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
備考	<p>1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。</p> <p>2. 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 9 条第 12 項に規定する工業専用地域、同条第 22 項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港は、振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定から除かれている。</p> <p>3. 第 1 号の区域及び第 2 号の区域は、次のとおりである。</p> <p>(1) 第 1 号の区域</p> <p>① 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域</p> <p>② 工業地域の区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特定養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域内</p> <p>(2) 第 2 号の区域</p> <p>工業地域の一部（第 1 号の区域を除く）</p>	

〔振動規制法施行規則〕（昭和 51 年総理府令第 58 号）
 〔振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定〕（平成 25 年神戸市告示第 818 号）
 〔環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準〕（平成 13 年兵庫県告示第 274 号）より作成

c. 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は第 3.3.8-13 表、区域の指定状況は第 3.3.8-5 図のとおりである。

第 3.3.8-13 表 (1) 道路交通振動に係る要請限度 (神戸市)

区域の区分	用途地域	時間の区分	
		昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域 市街化調整区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル
備考 : 1. 用途地域に示す地域は、神戸市における区分を示し、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域である。 2. 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 9 条第 12 項に規定する工業専用地域、同条第 22 項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港は、振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定から除かれている。			

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)
「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の区域及び備考 2 の時間の指定」(昭和 61 年神戸市告示第 259 号)
「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成 25 年神戸市告示第 818 号)より作成〕

第 3.3.8-13 表 (2) 道路交通振動に係る要請限度 (芦屋市)

区域の区分	用途地域	時間の区分	
		昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 市街化調整区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域	70 デシベル	65 デシベル
備考 : 1. 用途地域に示す地域は、芦屋市における区分を示し、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域である。 2. 芦屋市において、都市計画法に基づく用途地域のうち、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域は指定されていない。			

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)
「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成 24 年芦屋市告示第 43 号)
「平成 24 年芦屋市告示第 43 号の一部改正」(平成 26 年芦屋市告示第 104 号)より作成〕

④ 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出規制が定められている。

また、神戸市では、未規制物質や複合臭に対応可能な「臭気指数規制」による規制を行っている。敷地境界線上の規制基準は第3.3.8-14表のとおり定められており、規制地域の指定状況は第3.3.8-6図のとおりである。

第3.3.8-14表 神戸市における特定悪臭物質の規制基準

(1) 敷地境界線上の規制基準(1号基準)

地域の区分	用途地域	敷地境界線上の規制基準
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 (いずれも臨港地区を除く)	臭気指数 10
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 (いずれも臨港地区を除く)	臭気指数 15
第3種区域	工業地域 工業専用地域 市街化調整区域 臨港地区	臭気指数 18

注：用途地域に示す地域は、神戸市における区分を示し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域である。

(2) 気体排出口における規制基準(2号基準)

敷地境界基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

気体排出口における規制基準 (法第4条第2項第2号による規制基準)	
排出口の高さ 15m 以上の場合	指標：臭気排出強度 建物の影響などを考慮した規制式により、建物条件や排ガスの流量などをもとに算出
排出口の高さ 15m 未満の場合	指標：臭気指数 流量を測定しない簡易な算定方法により、排出ガスの臭気指数を算出

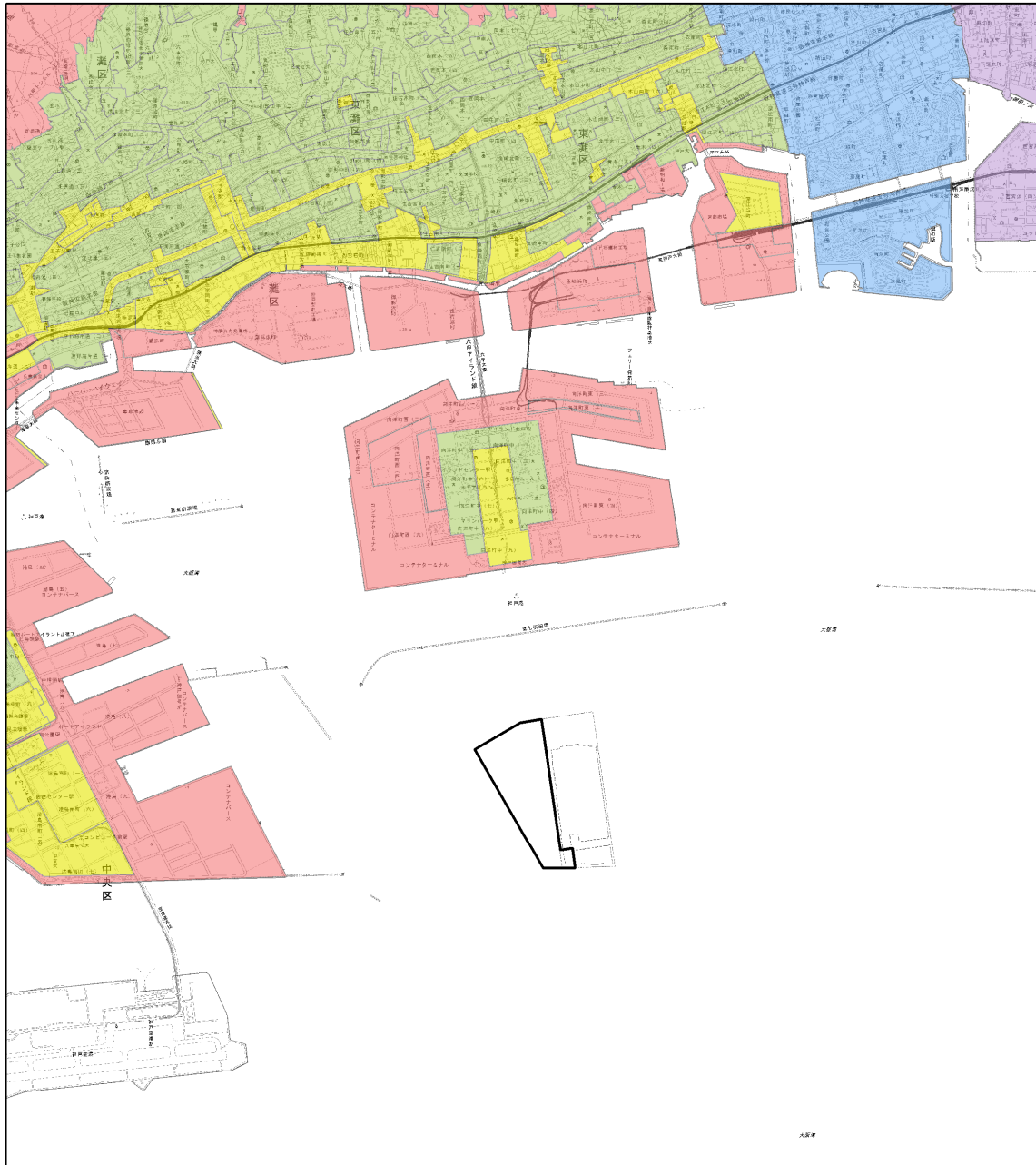
(3) 排出水の規制基準(3号基準)

敷地境界基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

排出水の規制基準 (法第4条第2項第3号による規制基準)	
地域区分	基準値=第1号規制基準値+16
第1種区域	臭気指数 26
第2種区域	臭気指数 31
第3種区域	臭気指数 34

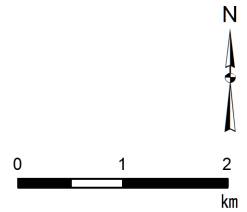
注：地域区分に該当する用途地域の指定は、1号基準と同じである。

〔「悪臭防止法の規定による規制地域の指定等」(平成24年神戸市告示第423号)より作成〕



凡 例

- | | | | | |
|---|----------|-----|------|----------|
| □ | 対象事業実施区域 | 神戸市 | 芦屋市 | 西宮市 |
| ■ | | 第1種 | 規制地域 | 一般地域濃度規制 |
| ■ | | 第2種 | | |
| ■ | | 第3種 | | |



〔「悪臭防止法の規定による規制地域の指定等」(平成 24 年神戸市告示第 423 号)
 「悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定」(平成 20 年西宮市告示甲第 1 号)
 「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成 24 年芦屋市告示第 41 号) より作成

第 3.3.8-6 図 悪臭の規制地域指定状況

⑤ 水質汚濁

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）に基づき工場及び事業場からの排水に対する排水基準及び総量規制基準が定められており、排水基準は第 3.3.8-15 表、総量規制基準は第 3.3.8-16 表のとおりである。

また、廃棄物処理法では「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき放流水の排出基準、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」では特定事業場以外の工場・事業場に関する規制基準、神戸市の「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」では「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」が定められており、それぞれの基準は第 3.3.8-15 表のとおりである。

さらに、「水質汚濁防止法」第 4 条の 2 に定める指定地域内であり、事業場からの日平均排水量が 50m³ 以上の場合は、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制基準が適用される。

第 3.3.8-15 表 (1) 水質汚濁に係る排水基準（生活環境項目）

項目	水質汚濁防止法		兵庫県条例に基づく規制基準	廃棄物処理法の排水基準	神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱の基準
	排水基準	上乗せ排水基準			
水素イオン濃度 (pH)	5.0 以上 9.0 以下 (海域)	—	5.0 以上 9.0 以下 (海域)	5.0 以上 9.0 以下 (海域)	—
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間 平均 120mg/L)	20mg/L(日間 平均 10mg/L)	100mg/L(日間 平均 80mg/L)	90mg/L	30mg/L
浮遊物質量 (SS)	200mg/L(日間 平均 150mg/L)	30mg/L(日間 平均 20mg/L)	90mg/L(日間 平均 70mg/L)	60mg/L	40mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	1mg/L	5mg/L	5mg/L	—
フェノール類含有量	5mg/L	0.1mg/L	5mg/L	5mg/L	—
銅含有量	3mg/L	0.5mg/L	3mg/L	3mg/L	—
亜鉛含有量	2mg/L	1.5mg/L	5mg/L	2mg/L	1.5mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	2mg/L	10mg/L	10mg/L	2mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	2mg/L	10mg/L	10mg/L	2mg/L
クロム含有量	2mg/L	0.6mg/L	2mg/L	2mg/L	—
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	日間平均 800 個/cm ³	日間平均 3,000 個/cm ³	日間平均 3,000 個/cm ³	日間平均 800 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間 平均 60mg/L)	—	—	120mg/L(日間 平均 60mg/L)	60mg/L
燐含有量	16mg/L(日間 平均 8mg/L)	—	—	16mg/L(日間 平均 8mg/L)	8mg/L

- 注：1. 上乗せ排水基準の欄の値は、「その他特定事業場」「その他の業種又は施設」における「排水量 400m³ 以上のもの」とする規模での基準値を示す。
2. 「兵庫県条例に基づく規制基準」とは、「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」の排出基準（別表第 5）を示す。
3. 「廃棄物処理法の排水基準」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の廃棄物最終処分場から排出される放流水の排水基準（別表第 1）を示す。
4. 「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱の基準」とは、「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」の「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」の放流水の水質基準（別表第 1）を示す。

「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）
「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例」（昭和 49 年兵庫県条例第 18 号）
「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成 8 年兵庫県告示第 542 号）
「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）
「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」（平成 5 年神戸市長決定）より作成

第 3.3.8-15 表 (2) 水質汚濁に係る排水基準 (有害物質)

項目	水質汚濁防止法		兵庫県条例に 基づく 規制基準	廃棄物処理法 の排水基準	神戸市産業廃 棄物処理施設 指導要綱の 基準
	排水基準	上乗せ 排水基準			
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.03mg/L	0.05mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L	0.3mg/L	1mg/L	1mg/L	0.3mg/L
有機燐化合物	1mg/L	0.3mg/L	1mg/L	1mg/L	0.3mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	—
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.1mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.1mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.05mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.05mg/L
水銀及びアルキル水銀その 他の水銀化合物	0.005mg/L	—	0.005mg/L	0.005mg/L	—
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	—	0.003mg/L	0.003mg/L	—
トリクロロエチレン	0.1mg/L	—	0.3mg/L	0.1mg/L	—
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	—	0.1mg/L	0.1mg/L	—
ジクロロメタン	0.2mg/L	—	0.2mg/L	0.2mg/L	—
四塩化炭素	0.02mg/L	—	0.02mg/L	0.02mg/L	—
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	—	0.04mg/L	0.04mg/L	—
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	—	0.2mg/L	1mg/L	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	—	0.4mg/L	0.4mg/L	—
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	—	3mg/L	3mg/L	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	—	0.06mg/L	0.06mg/L	—
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	—	0.02mg/L	0.02mg/L	—
チウラム	0.06mg/L	—	0.06mg/L	0.06mg/L	—
シマジン	0.03mg/L	—	0.03mg/L	0.03mg/L	—
チオベンカルブ	0.2mg/L	—	0.2mg/L	0.2mg/L	—
ベンゼン	0.1mg/L	—	0.1mg/L	0.1mg/L	—
セレン及びその化合物	0.1mg/L	—	0.1mg/L	0.1mg/L	—
ほう素及びその化合物	230mg/L (海域)	—	—	230mg/L (海域)	—
ふっ素及びその化合物	15mg/L (海域)	—	—	15mg/L (海域)	—
アンモニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物及び硝酸 化合物	アンモニア性窒 素に 0.4 を乗じ たもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性 窒素の合計量 100mg/L	—	—	アンモニア性窒 素に 0.4 を乗じ たもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性 窒素の合計量 200mg/L	—
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	—	—	0.5mg/L	—

- 注：1. 上乗せ排水基準の欄の値は、「その他特定事業場」「その他の業種又は施設」における「排水量 400m³以上のもの」とする規模での基準値を示す。
2. 「兵庫県条例に基づく規制基準」とは、「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」の排出基準 (別表第 5) を示す。
3. 「廃棄物処理法の排水基準」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の廃棄物最終処分場から排出される放流水の排水基準 (別表第 1) を示す。
4. 「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱の基準」とは、「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」の「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」の放流水の水質基準 (別表第 1) を示す。
5. 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。

「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)
「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例」(昭和 49 年兵庫県条例第 18 号)
「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準 (平成 8 年兵庫県告示第 542 号)
「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号)
「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」(平成 5 年神戸市長決定) より作成

第 3.3.8-16 表 水質汚濁防止法による総量規制基準

項目	区分	業種その他の区分			
		ごみ処理業	産業廃棄物 処理業	前項までに分類されないもの	
				指定地域内事業場 のし尿又は雑排水	上記以外のもの
化学的酸素要求量	C c o	30	20	70	30
	C c i	30	20	30	20
	C c j	30	20	30	20
窒素含有量	C n o	20	20	60	60
	C n i	10	10	20	10
りん含有量	C p o	2.5	1	6	6
	C p i	1	1	2	1

注：1. 化学的酸素要求量の総量規制基準値の算定式は以下のとおり。

$$L_c = (C_{c o} \cdot Q_{c o} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c j} \cdot Q_{c j}) \times 10^{-3}$$

L_c ：排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

$C_{c o}$ 、 $C_{c i}$ 、 $C_{c j}$ ：

業種その他の区分ごとに定められた化学的酸素要求量 (mg/L)

$Q_{c o}$ 、 $Q_{c i}$ 、 $Q_{c j}$ ：

上記特定施設の設置又は構造等の変更時期ごとの特定排出水の量 (m³/日)

2. 窒素含有量の総量規制基準値の算定式は以下のとおり。

$$L_n = (C_{n o} \cdot Q_{n o} + C_{n i} \cdot Q_{n i}) \times 10^{-3}$$

L_n ：排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

$C_{n o}$ 、 $C_{n i}$ ：

業種その他の区分ごとに定められた窒素含有量 (mg/L)

$Q_{n o}$ 、 $Q_{n i}$ ：

上記特定施設の設置又は構造等の変更時期ごとの特定排出水の量 (m³/日)

3. りん含有量の総量規制基準値の算定式は以下のとおり。

$$L_p = (C_{p o} \cdot Q_{p o} + C_{p i} \cdot Q_{p i}) \times 10^{-3}$$

L_p ：排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)

$C_{p o}$ 、 $C_{p i}$ ：

業種その他の区分ごとに定められたりん含有量 (mg/L)

$Q_{p o}$ 、 $Q_{p i}$ ：

上記特定施設の設置又は構造等の変更時期ごとの特定排出水の量 (m³/日)

4. 対象事業を実施する事業場の施設が該当する、業種その他の区分及び備考区分のC値を示す。

〔「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成 19 年兵庫県告示第 733 号)
「窒素含有量に係る総量規制基準」(平成 19 年兵庫県告示第 734 号)
「りん含有量に係る総量規制基準」(平成 19 年兵庫県告示第 735 号)
「正誤 平成 19 年 6 月 22 日付け兵庫県公報号外中」(平成 20 年兵庫県公報第 1962 号) より作成〕

⑥ 地盤沈下

「工業用水法」(昭和31年法律第146号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年法律第100号)に基づき、地下水の採取について規制が行われている。

神戸市及び芦屋市においては規制対象地域に指定されていないが、西宮市では阪急電鉄神戸線以南の地域が規制対象地域(指定地域)に指定されている。

〔「工業用水法施行令」(昭和32年政令第142号)
「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行令」(昭和37年政令第335号)より作成〕

⑦ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく特定有害物質の濃度基準が定められており、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は第3.3.8-17表のとおりである。

第3.3.8-17表 土壌溶出量基準と土壌含有量基準

項目	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつきクロロエチレン0.002mg以下であること。	—
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	—
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	—
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—

〔「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)より作成〕

⑧ 産業廃棄物

廃棄物処理法に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

⑨ 残土

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」（令和2年神戸市条例第1号）に基づき、土壌安全基準に適合しない土砂埋立等を禁止、一定規模以上の土砂埋立てを行う場合には説明会の開催や環境影響調査の実施が必要であり市長の許可が必要となる。

⑩ 日照

「建築基準法」（昭和25年法律第201号）及び「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」（平成6年神戸市条例第51号）に基づき、日影規制時間が定められており、地域別日影規制時間は第3.3.8-18表のとおりである。

第 3.3.8-18 表 地域別日影規制時間

対象区域		対象建築物	平均地盤面からの高さ	日影規制時間	
地域又は区域	都市計画法における建築物の延べ面積に対する割合に関する都市計画が定められた地域			敷地境界線からの水平距離	
				5mを超えて10mまで	10mを超える
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	10分の8の地域	軒高が7mを超える又は地上3階建以上	1.5m	3	2
	10分の10及び10分の15の地域			4	2.5
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10及び10分の15の地域	建築物高さが10mを超える	4m	3	2
	10分の20及び10分の30の地域			4	2.5
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の20の地域	建築物高さが10mを超える	4m	4	2.5
	10分の30の地域			5	3
近隣商業地域	10分の20の地域	建築物高さが10mを超える	4m	5	3
準工業地域	10分の20の地域	建築物高さが10mを超える	4m	5	3
用途地域の指定がない区域		建築物高さが10mを超える	4m	4	2.5

「建築基準法」（昭和25年法律第201号）
「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」（平成6年神戸市条例第51号）より作成

(3) その他、環境保全計画等

兵庫県、神戸市、芦屋市及び西宮市の各地方公共団体では、環境基本計画に代表される環境の保全等を目的とした施策又は計画等を策定しており、それらの概要は次のとおりである。

① 第5次兵庫県環境基本計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成8年6月に「兵庫県環境基本計画」を策定し、その後、平成14年5月には「新兵庫県環境基本計画」、平成20年12月には「第3次兵庫県環境基本計画」、平成26年3月には「第4次兵庫県環境基本計画」を策定した。

平成31年2月には、少子高齢化・人口減少に加え、人口の都市部への集中による地域的な偏在、里地・里山の維持管理の困難や、野生鳥獣被害の拡大、危険な外来生物の防除など、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、「第5次兵庫県環境基本計画」を策定している。

「第5次兵庫県環境基本計画」では、基本理念として「環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ」を掲げており、施策分野の課題の展開方向として「低炭素」「自然共生」「資源循環」「安全・快適」「地域力」を挙げている。その重点目標等は、第3.3.8-19表のとおりである。

第3.3.8-19表 「第5次兵庫県環境基本計画」の20の重点目標

施策分野	20の重点目標
低炭素	① 2030年度の温室効果ガス排出量26.5%削減(2013年度比) ② 2030年度の再生可能エネルギーによる発電量70億kWh ③ 2025年度の適応策(地球温暖化による被害の軽減策)の県民への認知度50% ④ 2030年度までに全ての県庁舎の照明※をLED化(※一部特殊照明等を除く)
自然共生	⑤ 2025年度の生物多様性保全プロジェクト団体数100団体 ⑥ 2025年度の野生鳥獣による農林業被害額50%削減(2013年度比) ⑦ 2025年度の里山林整備面積33%増(2015年度比) ⑧ 2025年度の漁場環境改善面積5,579ha
資源循環	⑨ 2025年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量463g/人日 ⑩ 2025年度の最終処分量を一般廃棄物32%削減、産業廃棄物28%削減(2012年度比) ⑪ 2025年度の最終処分率を一般廃棄物10.8%、産業廃棄物2.27% ⑫ 2025年度のごみ発電能力15%増(2012年度比)
安全・快適	⑬ 河川・海域・湖沼における水環境の良さ(環境基準)100%達成 ⑭ 大気のかげいさ(環境基準)100%達成 ⑮ 2025年度の新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合48% ⑯ 2025年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定
地域力	⑰ 2025年度の持続可能な社会づくりを先導する人材30%増(2016年度比) ⑱ 2025年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数15%増(2016年度比) ⑲ 2025年度の環境保全に取り組むNPO法人数20%増(2016年度比) ⑳ 「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数100万件

〔「第5次兵庫県環境基本計画」(兵庫県、平成31年)より作成〕

② 兵庫地域公害防止計画

昭和 47 年度に兵庫県東部地域公害防止計画を策定して以来、兵庫地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向がみられるものの、さらに改善を要する状況にある。

そのため、兵庫地域では、公害防止計画制度が改正された後も引き続き公害防止計画が策定されており、平成 32 年度末までの計画期間で主な課題として「交通公害」、「海域の水質汚濁」を挙げている。計画の概要は、第 3.3.8-20 表のとおりある。

第 3.3.8-20 表 「兵庫地域公害防止計画」の概要

項目	概要
対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市
主要課題	(1) 交通公害 国道 43 号をはじめとする大気汚染及び騒音の著しい道路沿道や山陽新幹線鉄道沿線における交通公害の防止を図る。 (2) 海域の水質汚濁 大阪湾等の COD に係る水質汚濁の防止を図る。
目標	(1) 大気汚染：二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの環境基準の達成 (2) 水質汚濁： ・人の健康の保護に関する項目 公共用水域：ジクロロメタンの環境基準の達成 地下水：塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準の達成 ・生活環境の保全に関する項目 河川：生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準の達成 湖沼：化学的酸素要求量（COD）、全磷（T-P）の環境基準の達成 海域：化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成 (3) 騒音： ・環境騒音、新幹線騒音、航空機騒音の環境基準の達成
計画期間	平成 23～32 年度末までの 10 年間

〔「兵庫地域公害防止計画」（兵庫県、平成 24 年）より作成〕

③ 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

昭和 53 年に「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）に基づき、政府において、瀬戸内海の環境の保全に関する長期にわたる基本的な計画として「瀬戸内海環境保全基本計画」が策定された。

兵庫県では、同法や「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」を策定し、兵庫県の区域において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を定めている。

平成 28 年に大幅に改正された「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、新たに策定された「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」（平成 28 年 10 月）は第 3.3.8-21 表のとおりである。

第 3.3.8-21 表 「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」の概要

計画の目標	目標達成のための基本的な施策
1：沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標	(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出 (2) 自然海浜の保全等 (3) 底質改善対策・窪地対策の推進 (4) 海砂利の採取の禁止 (5) 埋立てに関する環境保全に対する配慮 (6) 環境配慮型構造物の採用
2：水質の保全及び管理の推進に関する目標	(1) 水質の保全及び管理の推進 (2) 生活排水対策の推進 (3) 底質環境の改善 (4) 有害化学物質等の低減のための対策 (5) 油や有害化学物質等による汚染の防止 (6) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 (7) 海水浴場等の水質の保全
3：自然景観及び文化的景観の保全に関する目標	(1) 自然公園等の保全 (2) 緑地等の保全 (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全 (4) 漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進 (5) ツーリズムの推進
4：水産資源の持続的な利用の確保に関する目標	(1) 適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保 (2) 資源管理の取組による水産資源の維持・増大 (3) 有害動植物の駆除等
5：基盤的な施策に関する目標	(1) 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等 (2) 廃棄物の処理施設の整備等 (3) 広域的な連携の強化等 (4) 情報提供、広報の充実 (5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進 (6) 環境学習・環境教育の推進

〔「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」（兵庫県、平成 28 年）より作成〕

④ 生物多様性ひょうご戦略

兵庫県では、平成 21 年に生物多様性の保全と持続可能な利用を確かなものとするための戦略として「生物多様性ひょうご戦略」を策定し、目標に向けた行動計画を実行してきた。

その後、平成 22 年の COP10 の開催、愛知目標、生物多様性国家戦略 2012-2020 など、生物多様性をめぐる動向や社会経済情勢、環境問題に様々な変化があったことを踏まえ、平成 26 年に「生物多様性ひょうご戦略」が改定されている。改定された「生物多様性ひょうご戦略」の概要等は第 3.3.8-22 表のとおりである。

第 3.3.8-22 表 「生物多様性ひょうご戦略」の概要

項目	概要
理念	すべてのいのちが共生する兵庫を私たちの手で未来へ
目標	1：いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会 2：人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりとめぐみが循環・持続する社会 3：地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会
4つの行動計画	1：すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性配慮指針の作成 ・新たなレッドデータブックの策定 ・外来生物のリスト、対応マニュアルの作成 ・生物多様性アドバイザーの設置 2：参画と協働による生物多様性保全活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 等の活動支援 ・生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発 ・企業の CSR 活動等への支援 3：人の営みと生物多様性の調和の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した農林水産業の振興 ・野生動物の保護管理の推進 ・遺伝子資源の適正利用の推進 ・防災機能と生物多様性との調和の推進 ・地球温暖化への対応 4：行動計画を支える基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性支援拠点の整備 ・生物多様性保全のための予防的措置の充実 ・生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組みの活用
計画の期間	平成 20 年度の策定時から平成 42 年頃を展望しつつ、概ね 10 年間とする。 今回の見直しにあたっては、概ね今後 10 年間（平成 35 年度まで）を期間として行動計画を策定するが、愛知目標の達成に向け、平成 32 年を一つの目安とする。

〔「生物多様性ひょうご戦略」（兵庫県、平成 26 年）より作成〕

⑤ 兵庫県地球温暖化対策推進計画

兵庫県では、平成 26 年 3 月に平成 32 年度の温室効果ガス削減目標を定めた「第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、様々な主体の参画と協働のもと、低炭素社会の実現を目指し取組を進めている。その後、平成 28 年 5 月に国が策定した「地球温暖化対策計画」を受け、平成 29 年 3 月に、県独自の取組を積極的に盛り込み、中長期的に国目標を上回る県内の温室効果ガスの大幅な削減を目指す「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定した。計画における施策展開の方針及び重点的取組等は、第 3.3.8-23 表のとおりである。

第 3.3.8-23 表 「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の施策展開の方針及び重点的取組等

項目	概要
温室効果ガス削減目標	最終目標：2030（平成 42）年度に温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 26.5%削減（1990（平成 2）年度比で 24.9%削減、2005（平成 17）年度比で 27.6%削減） 中間目標：2020（平成 32）年度に温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 5%削減（1990（平成 2）年度比で 3%削減、2005（平成 17）年度比で 6%削減）
再生可能エネルギー導入目標	2030（平成 42）年度目標：再生可能エネルギーによる発電量 70 億 kWh 2020（平成 32）年度目標：再生可能エネルギーによる発電量 50 億 kWh
施策展開の方針及び重点的取組	方針 1：日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減 【産業・業務部門】条例・要綱に基づく温室効果ガス排出抑制の推進、省エネルギー設備導入の推進、エコオフィス化の推進、県の率先行動 【家庭部門】CO ₂ 排出の少ないライフスタイルへの転換、住宅の省エネ性能の向上、地域に根ざした取組の推進 【運輸部門】条例に基づく温室効果ガス排出抑制の推進、エコドライブの推進、低公害車の普及、公共交通の利用、モーダルシフト等の促進、自動車交通の円滑化 【その他の部門】ごみの減量・リサイクルの推進、フロン類回収の推進、メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄等に関する取組 方針 2：再生可能エネルギーの導入拡大 太陽光発電の導入拡大、小水力発電の導入拡大、バイオマスの利用拡大、風力発電の導入拡大、その他の再生可能エネルギーの導入拡大、全ての再生可能エネルギーに共通する取組 方針 3：低炭素型まちづくりの推進 都市の低炭素化促進、ヒートアイランド対策の推進 方針 4：CO ₂ 吸収源としての森林の機能強化 吸収源としての森林整備、カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進 方針 5：温暖化からひょうごを守る適応策の推進 「適応策基本方針」の推進、「適応計画」の策定 方針 6：次世代の担い手づくり 環境学習・教育、関係機関との連携
計画の期間	計画の対象期間は、2030（平成 42）年度までとする。ただし、2020（平成 32）年度に中間目標を置き、その取組状況を踏まえ必要に応じて見直しを行う。

〔「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（兵庫県、平成 29 年）より作成〕

⑥ 神戸市環境マスタープラン（神戸市環境基本計画）

神戸市では、環境条例の全面改正を受け平成8年3月に「神戸市環境保全計画」を策定し、その後、環境基本計画の見直し等を受けて同計画を見直し、平成14年3月に「新・神戸市環境基本計画」、平成23年3月には、「神戸市環境基本計画 ～自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸～」として改定した。

その後、平成28年3月に同計画を改定し、「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」と称し、「神戸市民の環境をまもる条例」（平成6年3月全面改正）に掲げる目的・基本理念の実現に向けて、同条例第7条の規定に基づき健全で快適な環境の確保に関する計画が策定されている。同計画の概要は第3.3.8-24表のとおりである。

第 3.3.8-24 表 「神戸市環境マスタープラン」の概要

項目	概要
望ましい環境像	自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸
基本方針	<p>1：二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会を目指します。</p> <p>大枠となる共通的な定量目標</p> <p>①市域全体としての最終エネルギー消費量の削減目標（2005年度比）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期目標（2020年度）： 15%以上削減 ・中期目標（2030年度）： 25%以上削減 ・長期目標（2050年度）： 40%以上削減 <p>②再生可能エネルギー等に関する導入目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに神戸市域におけるエネルギー消費量の10%以上導入 ・2030年度までに神戸市域における電力消費の30%を地域の分散型エネルギーにする（再エネ15%+コジェネ等15%） <p>2：資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会を目指します。</p> <p>大枠となる共通的な定量目標</p> <p>①家庭系ごみ（資源物を除く）1人1日当たりの排出量を2013年度実績に対し、10%削減（目標年次2025年度）</p> <p>②事業系ごみ（一般廃棄物）排出総量を2013年度実績に対し、10%削減（目標年次2025年度）</p> <p>3：生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します。</p> <p>大枠となる共通的な定量目標</p> <p>今見られる神戸の生きもの種数を維持する</p> <p>4：安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会を目指します。</p> <p>大枠となる共通的な定量目標</p> <p>法令で定められた及び神戸市が自ら定める基準（大気質、水質、土壌、騒音等）の達成</p>
計画期間	<p>計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。</p> <p>ただし、環境の状況や社会情勢の変化、国の動向等により必要な場合は見直すこととする。</p>

〔「神戸市環境マスタープラン」（神戸市、平成28年）より作成〕

⑦ 生物多様性神戸プラン

神戸市では、平成4年に採択された生物多様性条約を受けて、平成20年に制定された生物多様性基本法第13条の規定に基づく生物多様性地域戦略として、また神戸市の環境行政のマスタープランである「神戸市環境基本計画」が目標とする「自然共生社会」の実現に向けた個別計画として、平成23年2月、「生物多様性神戸プラン2020」を策定し、豊かな自然・生態系、生物多様性を保全するための取組を推進してきた。

その後、「生物多様性神戸プラン2020」の策定後5年が経過し、神戸市が抱えている生物多様性をめぐる課題に的確に対応し、現在の豊かな生態系、自然の恵みを次世代につないでいくため、同プランを改定している。同プランでは「めざすべき将来像」とその実現に向けた5つの「基本戦略」を定めており、その概要等は第3.3.8-25表のとおりである。

第 3.3.8-25 表 「生物多様性神戸プラン」の概要

項目	概要
めざすべき将来像	多様ないのちを育む豊かな自然とその恵みを次世代につなぐ自然共生都市“こうべ”
基本戦略	<p>基本戦略1 「場をまもる・つくる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な生物が生息・生育し、自然の恵みを享受することができる場の保全・創出 <p>基本戦略2 「人をそだてる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然の恵み」の源となる生物多様性の大切さに「気づき」、「行動」できるひと、それを伝えることのできるひとづくり <p>基本戦略3 「活動をつなぐ・ひろげる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各主体間（市民、市民団体、事業者、行政など）の連携による、地域の生物多様性を守る取り組みの推進とそれを支える制度・仕組みの構築 <p>基本戦略4 「恵みを持続的に活用する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の恵みの持続的な利用に貢献する社会経済活動の推進 <p>基本戦略5 「情報をあつめる・つたえる・見せる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する情報の収集、分かりやすい発信
目標年次	<p>平成37年度（2025年度）とし、愛知目標の目標年次である平成32年度（2020年度）を中間目標年次としている。ただし、「生物多様性国家戦略2012-2020」の長期目標（2050年）を考慮し、より長期を展望している。</p> <p>また、5年後の中間目標年次において、新プランの効果・課題を検証し、必要な見直しを行う。</p>

〔「生物多様性 神戸プラン」（神戸市、平成28年）より作成〕

⑧ 神戸市地球温暖化防止実行計画

神戸市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「神戸市地球温暖化防止実行計画」を作成し、地球温暖化対策を推進してきた。しかし、東日本大震災を契機に、我が国の電源構成が急変し、国での「2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減の水準にする」との目標を決定したこと等を踏まえ、平成27年に同計画が改定された。改定された「神戸市地球温暖化防止実行計画」での目標等は、第3.3.8-26表のとおりである。

第 3.3.8-26 表 「神戸市地球温暖化防止実行計画」の目標等

項目	概要
基本理念	スマートチャレンジ！みんなで創る低炭素都市“こうべ”
神戸市全体の目標	1：最終エネルギー消費量に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ・目標年と最終エネルギー消費量の削減目標 短期目標 2020年度 15%削減（2005年度基準） 中期目標 2030年度 25%削減（2005年度基準） 長期目標 2050年度 40%削減（2005年度基準） 2：再生可能エネルギー等の導入に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市域におけるエネルギー消費量の10%以上導入する ・神戸市域における電力消費の30%を地域の分散型エネルギーにする
計画の期間	平成27年度～平成42年度

〔「神戸市地球温暖化防止実行計画」（神戸市、平成27年）より作成〕

⑨ 第3次西宮市環境基本計画

西宮市では、平成17年の「新環境計画」の策定以降、環境学習都市宣言の理念の下、「学びあい」と「参画と協働」を視점에、様々な環境施策を推進してきた。その後、社会情勢の変化等を踏まえて平成31年に「第3次西宮市環境基本計画」が策定されており、その概要は、第3.3.8-27表のとおりである。

第3.3.8-27表 「第3次西宮市環境基本計画」の目標等

項目	概要
望ましい環境像	人を育み、人が育む 環境学習都市・にのみや ～共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとおおい海～
まちづくりの目標	1：学びあい ・自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。 2：参画・協働 ・市民・事業者・行政・各種団体・NPOなどとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。 3：循環 ・くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にされた循環型都市を築きます。 4：共生 ・健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人とが共生する、公正で平和な社会を実現します。 5：ネットワーク ・すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。
計画の期間	計画期間は、2019年度～2028年度までの10年間とする。なお、取り組み状況を毎年把握し、中間年次である2023年に取り組みの点検・評価を実施するとともに、総合計画の改定状況や社会情勢等を考慮し、必要に応じて見直しを行う。

〔第3次西宮市環境基本計画〕（西宮市、平成31年）より作成

⑩ 第3次芦屋市環境計画

芦屋市では、平成17年に「第2次芦屋市環境計画」を策定し、様々な環境保全活動に取り組んできた。その後のエネルギー問題や地球温暖化等の環境問題への対応など、日々変化する情勢を踏まえて平成27年に「第3次芦屋市環境計画」が策定されており、その概要は、第3.3.8-28表のとおりである。

第3.3.8-28表 「第3次芦屋市環境計画」の目標等

項目	概要
目指す環境の姿	人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや
目標と基本方針	基本目標 1：自然環境を守る 2：健康で快適な生活環境を創る 3：美しいまちなみを育む 4：地球温暖化を防ぐ 5：循環型社会を創る 基本方針 1：さまざまな環境について学ぶ 2：目指すべき環境を共に創る
計画の期間	平成27年度を初年度とし、平成36年度までの10年間とする。また、環境に関する社会情勢の変化や科学技術の進歩などに応じた新たな課題についても、本計画の対象範囲に柔軟に取り入れ、適宜、必要な見直しを行う。

〔第3次芦屋市環境計画〕（芦屋市、平成27年）より作成

2. 自然環境法令等

神戸市、西宮市、芦屋市及び対象事業実施区域における自然関係法令等による地域指定の状況は第 3.3.8-29 表、第 3.3.8-7 図のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周辺における文化財の一覧は第 3.3.8-30 表、文化財の位置は第 3.3.8-8 図のとおりである。

第 3.3.8-29 表 (1) 自然関係法令等による地域指定の状況

地域その他の対象		指定等の有無				関連法令等	
		神戸市	西宮市	芦屋市	対象事業実施区域		
自然保護	自然公園	国立公園	○	○	○	×	自然公園法
		国定公園	×	×	×	×	
		県立自然公園	×	×	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	×	×	環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）
		環境緑地保全地域	○	×	×	×	
		自然海浜保全地区	×	×	×	×	
		郷土記念物	○	×	×	×	
		緑豊かな環境形成地域	×	×	×	×	
	自然遺産	×	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）	
	緑地	特別緑地保全地区	○	○	×	×	都市緑地法
		緑地協定	○	○	×	×	
		近郊緑地保全区域	○	○	○	×	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
		緑地の保存区域	○	—	—	×	緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（神戸市）
		緑地の保全区域	○	—	—	×	
		緑地の育成区域	○	—	—	×	
	緑の保全地区	—	—	○	×	緑の基本計画（芦屋市）	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区	○	○	○	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
鳥獣保護区特別保護地区		○	○	×	×		
鳥獣保護区特別保護指定区域		×	×	×	×		
特定猟具使用禁止区域（銃器）		○	○	○	○		
登録簿に掲げられる湿地の区域		×	×	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）	
保護水面		×	×	×	×	兵庫県漁業調整規則	
稚魚育成漁場		×	×	×	×		
海区漁業調整委員会指示による採捕禁止区域	×	×	×	×	漁業法		
文化財保護	文化遺産	×	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）	
	建造物・石造物	国指定	○	○	○	×	文化財保護法
		県指定	○	○	○	×	兵庫県文化財保護条例
		市指定	○	○	○	×	神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例、西宮市文化財保護条例、芦屋市文化財保護条例
	史跡・名勝	国指定	○	○	○	×	文化財保護法
		県指定	○	×	×	×	兵庫県文化財保護条例
		市指定	○	○	○	×	神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例、西宮市文化財保護条例、芦屋市文化財保護条例
	天然記念物	国指定	○	×	×	×	文化財保護法
		県指定	○	○	×	×	兵庫県文化財保護条例
		市指定	○	○	×	×	神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例、西宮市文化財保護条例、芦屋市文化財保護条例

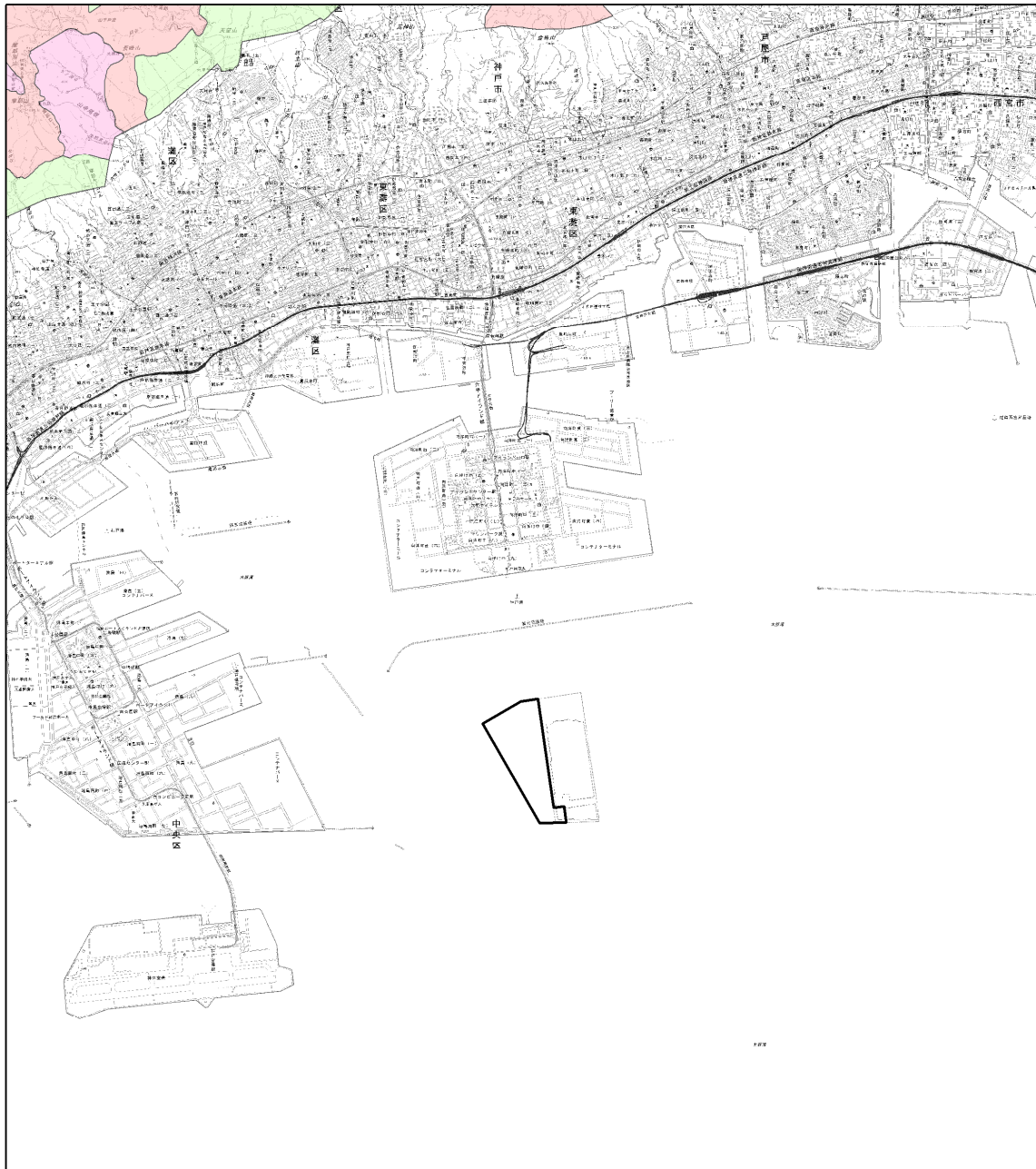
注：「○」は指定有りを、「×」は指定無しを示す。「—」は関連法令等の対象になっていないことを示す。

第 3.3.8-29 表 (2) 自然関係法令等による地域指定の状況

地域その他の対象	指定等の有無				関連法令等	
	神戸市	西宮市	芦屋市	対象事業実施区域		
景観保護	歴史的風土保存区域	×	×	×	×	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
	風致地区	○	○	○	×	都市計画法
	景観地区	×	×	○	×	景観法
	準景観地区	×	×	×	×	
	景観形成地区	×	×	×	×	景観の形成等に関する条例（景観条例）（兵庫県）
	広域景観形成地域	×	×	×	×	
	星空景観形成地域	×	×	×	×	
	景観形成重要建造物等	○	○	○	×	
	景観計画区域	○	—	—	×	
	都市景観形成地域	○	—	—	×	神戸市都市景観条例
	沿道景観形成地区	○	—	—	×	
	街角景観形成地区	×	—	—	×	
	広場景観形成地区	×	—	—	×	
	景観形成重要建築物等周辺地区	×	—	—	×	
	伝統的建造物群保存地区	○	—	—	×	
	景観計画区域	—	○	—	×	
	景観重点地区	—	○	—	×	西宮市都市景観条例
景観地区	—	—	○	×	芦屋市都市景観条例	
特別景観地区	—	—	○	×		
国土防災	保安林	○	○	○	×	森林法
	海岸保全区域	○	○	○	×	海岸法
	砂防指定地	○	○	○	×	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	○	○	×	×	地すべり等防止法

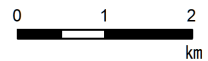
注：「○」は指定有りを、「×」は指定無しを示す。「—」は関連法令等の対象になっていないことを示す。

〔「兵庫県自然公園条例」（兵庫県ホームページ）
「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ）等より作成〕



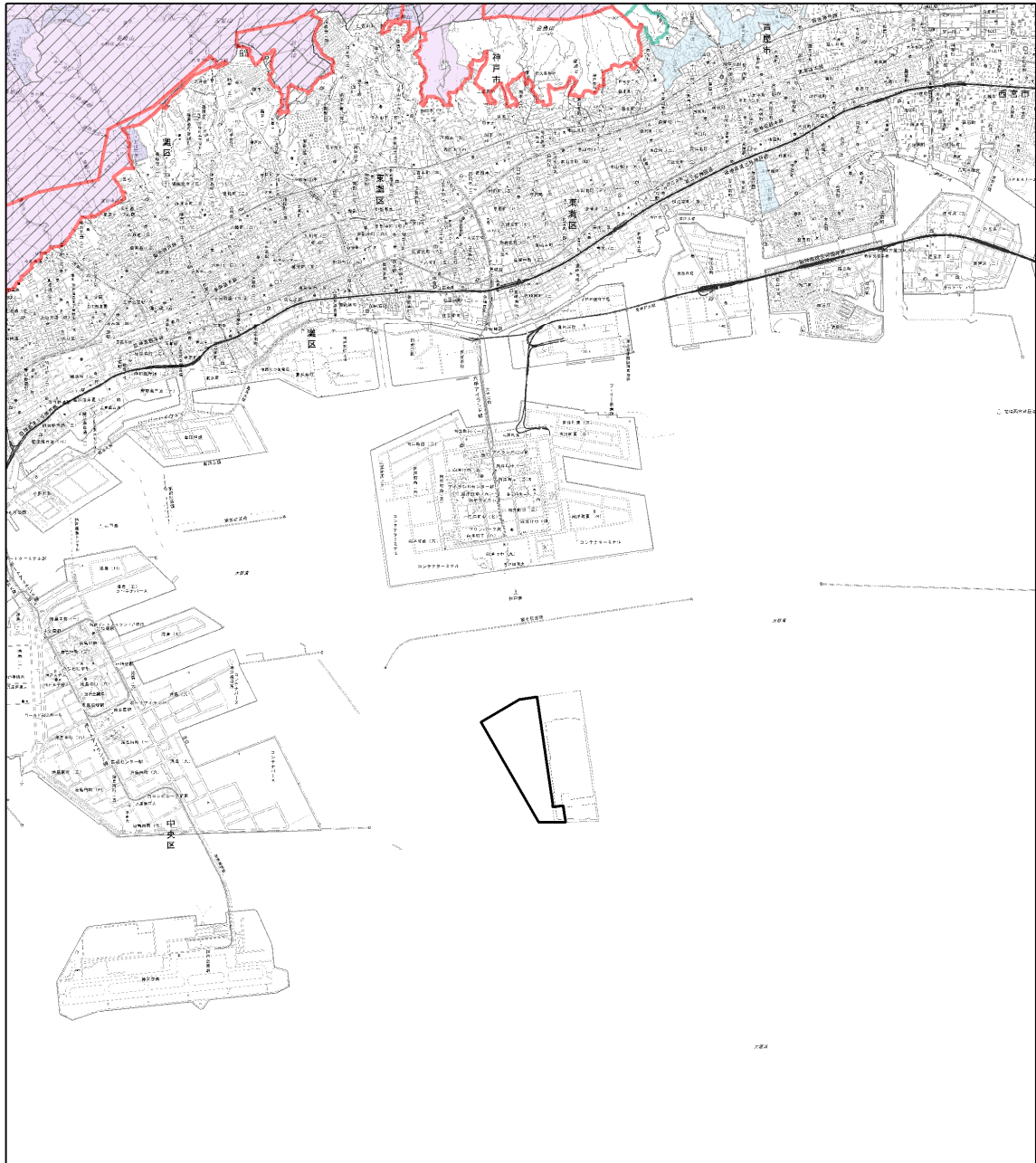
凡 例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 特別保護地区 |
| | |  | 第1種特別地域 |
| | |  | 第2種特別地域 |










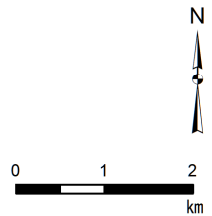
〔「自然環境調査 Web-GIS 国立公園区域等」(環境省、平成 31 年)より作成〕

第 3.3.8-7 図 (1) 自然公園区域の指定状況



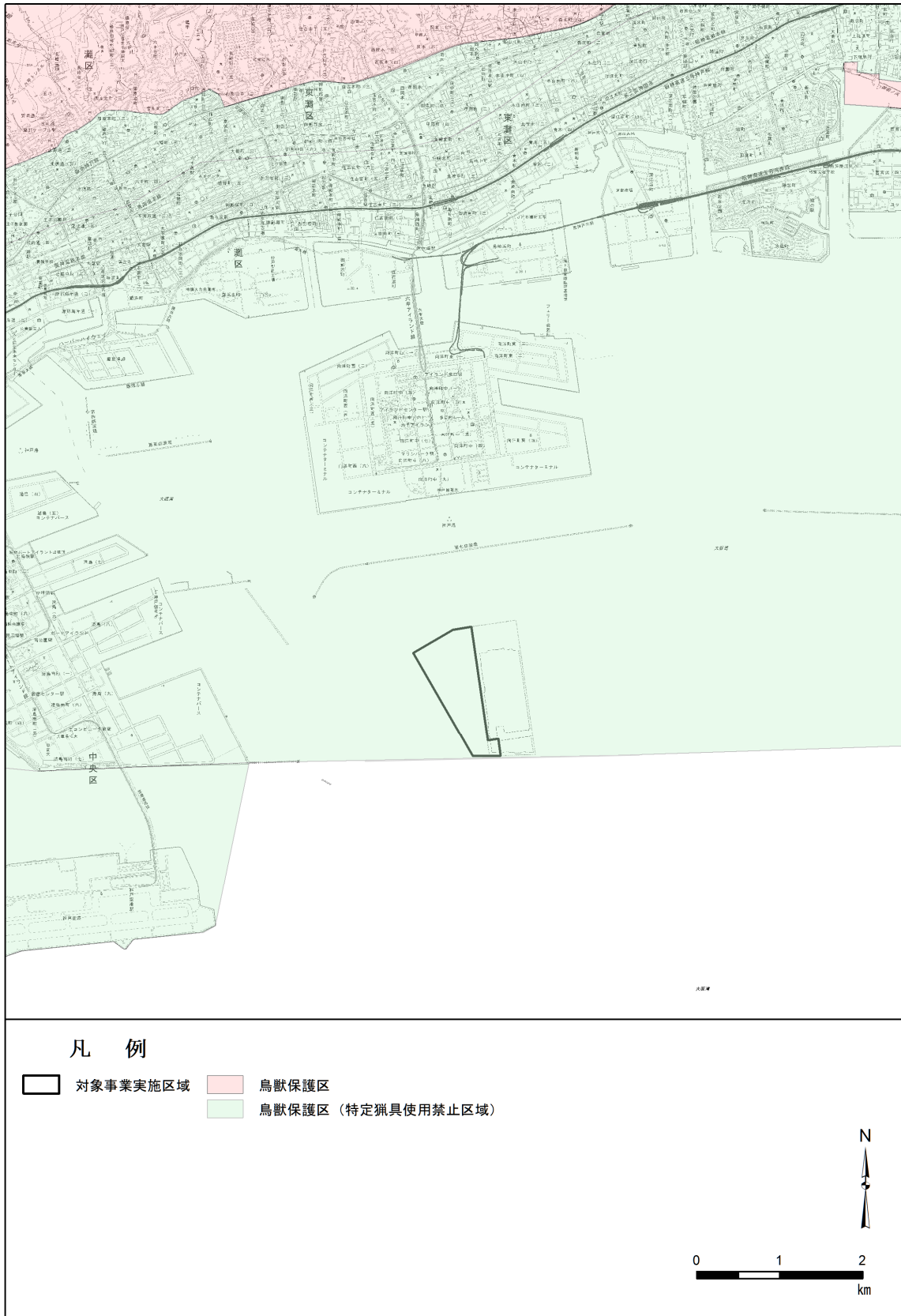
凡 例

- | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  対象事業実施区域 |  特別緑地保全地区(神戸市) |  特別緑地保全地区(芦屋市) |
|  近郊緑地保全区域(神戸市) |  緑の保全地区(芦屋市) | |
|  緑地の保存区域(神戸市) | | |
|  緑地の育成区域(神戸市) | | |



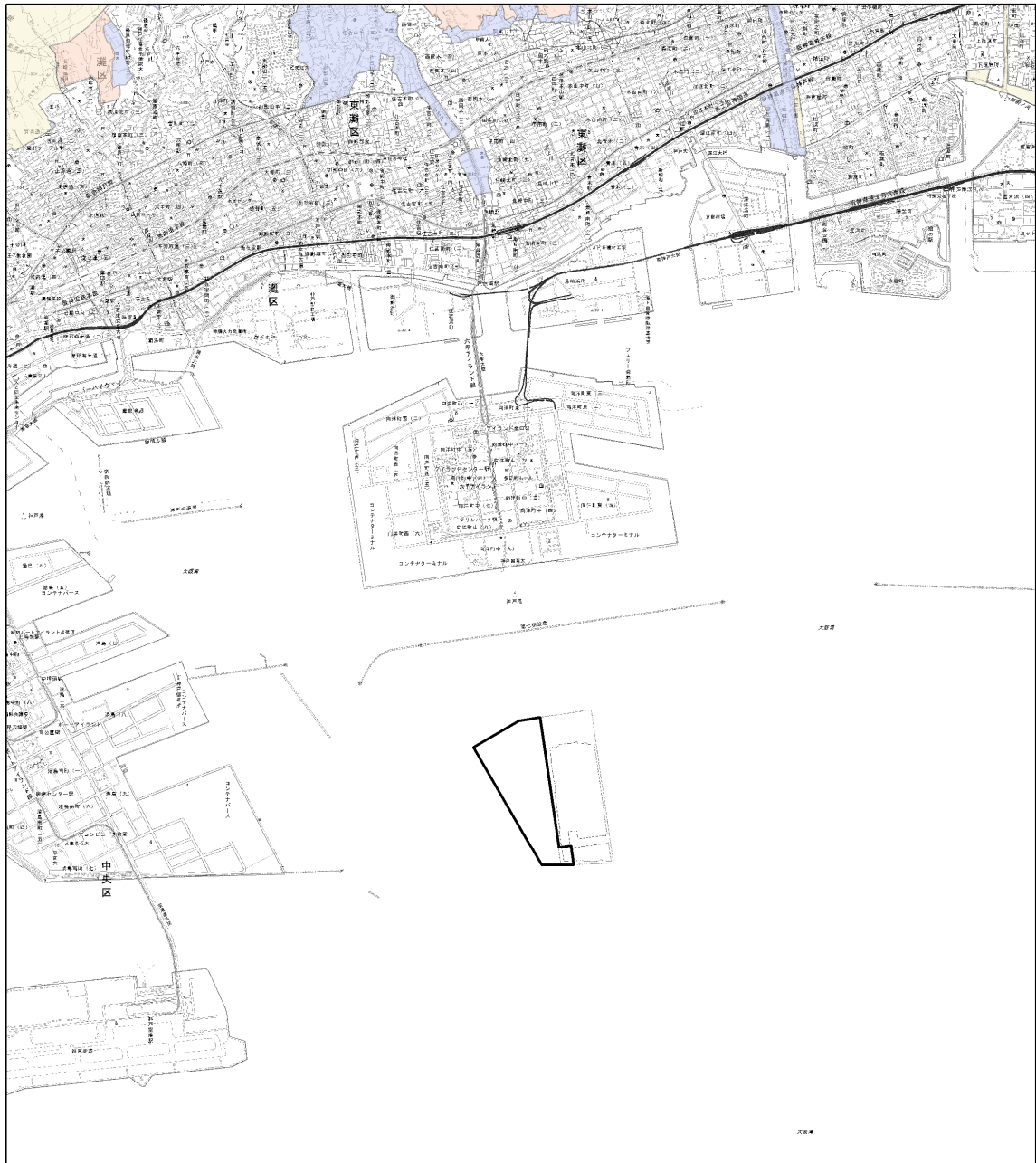
「神戸市情報マップ」(神戸市ホームページ)
「緑地の保全等に関する各種規制区域参考図」(神戸市、平成31年)
「緑の保全地区」(芦屋市ホームページ)より作成

第 3.3.8-7 図 (2) 特別緑地保全地区等の指定状況



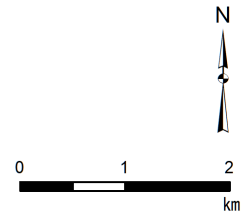
〔平成 30 年度兵庫県鳥獣保護区等位置図〕(兵庫県、平成 30 年) より作成

第 3.3.8-7 図 (3) 鳥獣保護区等の位置



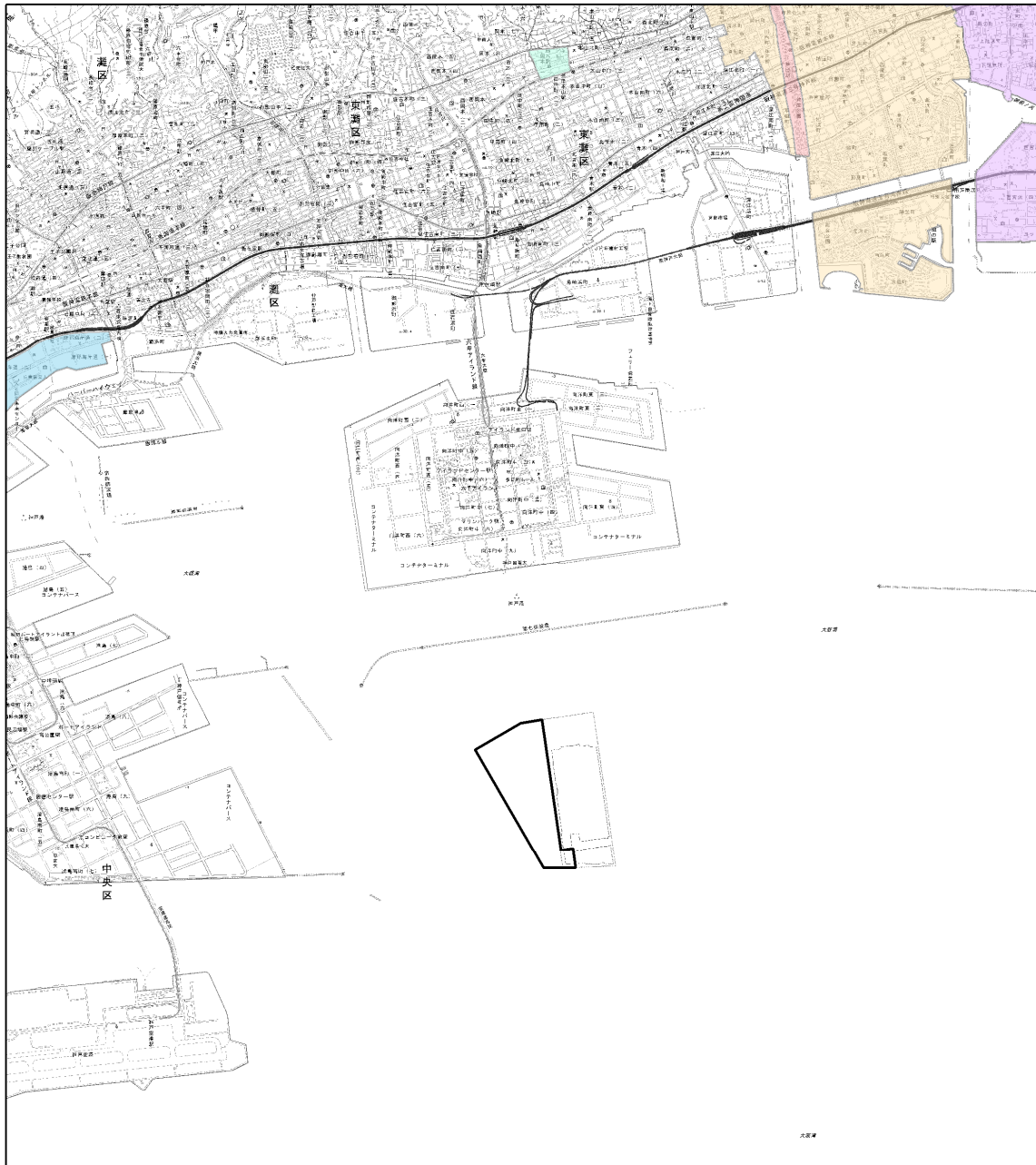
凡 例

- 対象事業実施区域
- 第1種風致地区
- 第2種風致地区
- 第3種風致地区

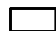
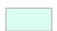
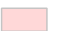
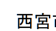
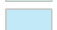



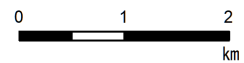
〔神戸市情報マップ〕（神戸市ホームページ）
 〔にしのみやWebGIS（西宮市地理情報システム）〕（西宮市ホームページ）
 〔芦屋市風致地区指定状況〕（芦屋市ホームページ）より作成

第 3.3.8-7 図 (4) 風致地区の位置



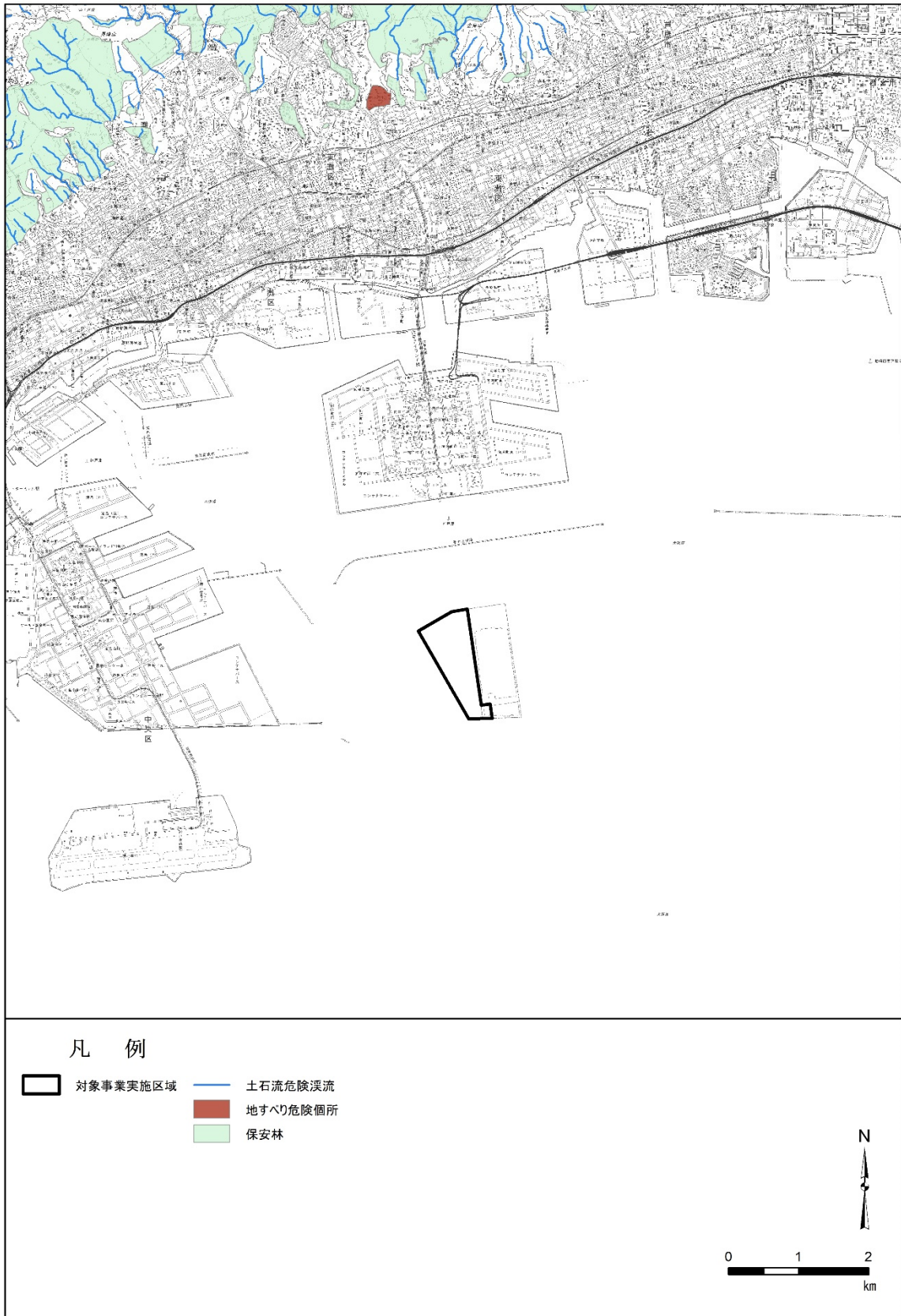
凡 例

- | | | | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 神戸市景観計画区域 |  | 芦屋川特別景観地区 |  | 西宮市景観計画区域 |
| | |  | 神戸市景観形成地域 |  | 芦屋市景観地区 | | |



「神戸市景観計画」(神戸市、平成 27 年)
 「地域・地区指定による景観形成」(神戸市ホームページ)
 「西宮市景観計画」(西宮市、平成 28 年)
 「区域図(芦屋景観地区/芦屋川特別景観地区)」(芦屋市ホームページ)より作成

第 3.3.8-7 図 (5) 景観保護関係区域の位置



〔「国土数値情報（土砂災害危険箇所データ（平成22年度）」（国土交通省GISホームページ）
 「国土数値情報（森林地域データ（平成27年度）」（国土交通省GISホームページ）より作成〕

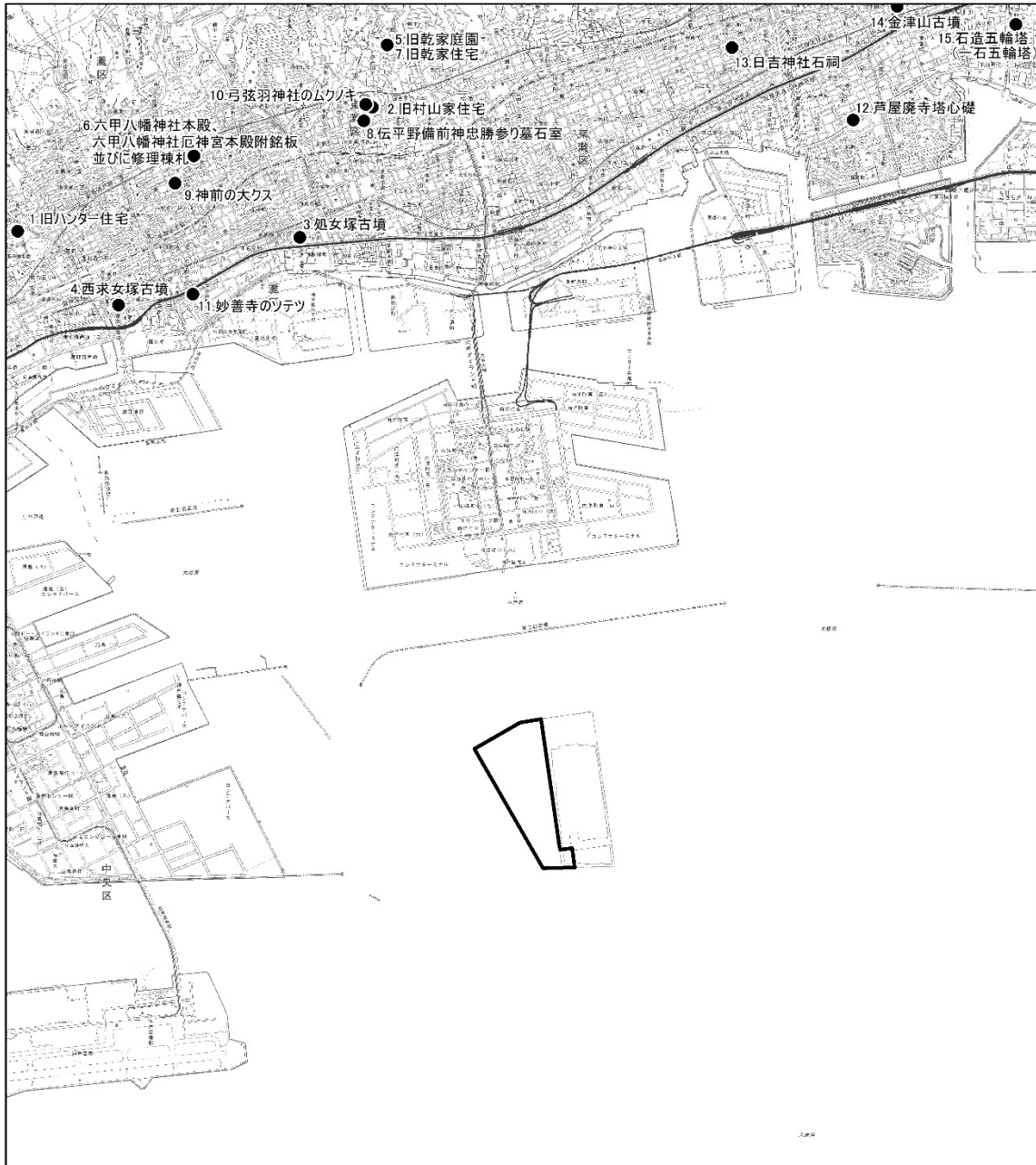
第 3.3.8-7 図 (6) 国土防災関連区域の位置

第 3.3.8-30 表 対象事業実施区域及びその周辺における文化財の一覧

図中番号	区分	種別	名称
1	国指定重要文化財	建造物	旧ハンター住宅
2	国指定重要文化財	建造物	旧村山家住宅
3	国指定史跡	遺跡	処女塚古墳
4	国指定史跡	遺跡	西求女塚古墳
5	市指定名勝	名勝地	旧乾家庭園
6	県指定重要有形文化財	建造物	六甲八幡神社厄神宮本殿附銘板並びに修理棟札
6	市指定有形文化財	建造物	六甲八幡神社本殿
7	市指定有形文化財	建造物	旧乾家住宅
8	市指定有形文化財	石造物	伝平野備前神忠勝参り墓石室
9	県指定天然記念物	植物	神前の大クス
10	市指定天然記念物	植物	弓弦羽神社のムクノキ
11	市指定天然記念物	植物	妙善寺のソテツ
12	県指定重要有形文化財	石造物	芦屋廃寺塔心礎
13	市指定有形文化財	石造物	日吉神社石祠
14	市指定史跡	遺跡	金津山古墳
15	県指定重要有形文化財	建造物	石造五輪塔（一石五輪塔）

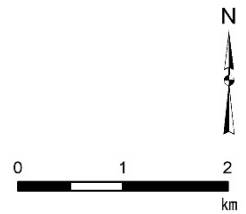
注：図中番号は、第 3.3.8-8 図に示すとおりである。

〔「神戸市内の指定文化財」（神戸市ホームページ）
「芦屋市内の指定文化財」（芦屋市ホームページ）
「西宮市内の指定文化財一覧」（西宮市ホームページ）より作成〕



凡 例

- 対象事業実施区域
- 指定文化財



「神戸市内の文化財」(神戸市ホームページ)
「芦市内の指定文化財」(芦屋市ホームページ)
「西宮市内の指定文化財一覧」(西宮市ホームページ) より作成

第 3.3.8-8 図 文化財の位置